

インフラシステム輸出戦略

(平成 30 年度改訂版)

平成 30 年6月7日

目次

第1章 総論	3
第2章 具体的施策	6
1. 官民一体となった競争力強化	6
(1) 多彩で強力なトップセールス及び戦略的対外広報の推進	6
(2) 経済協力の戦略的展開(政策支援ツールの有効活用)	7
① F/Sや実証事業の充実及びコンサルティング機能等の強化	8
② 技術協力・無償資金協力の活用	9
③ さらに迅速化と制度改善等による円借款の魅力向上	10
④ 公的金融による支援強化	13
(3) 競争力の向上に向けた官民連携	16
① 中堅・中小企業及び地方自治体のインフラ海外展開の促進	16
② 現地市場や競合国の情報収集・発信、共有の促進	18
③ 増加するPPP案件への対応	19
(4) インフラ案件の川上から川下までの一貫した取組への支援	20
(5) 分野別戦略を通じた競争力強化	22
(6) 外国企業との連携による競争力強化	23
2. 質の高いインフラの推進による国際貢献	24
(1) 質の高いインフラの国際スタンダード化	24
(2) 国際枠組における質の高いインフラを通じた貢献	25
(3) 「自由で開かれたインド太平洋戦略」等の下での 第三国における関係国との連携	26
3. 我が国の技術・知見を生かしたインフラ投資の拡大	27
(1) ソフトインフラ	27
① インフラ海外展開のためのビジネス環境整備	27
② 国際標準の獲得と認証基盤の強化	29
③ グローバル人材の育成及び人的ネットワーク構築	30
(2) 先進的な技術・知見の展開、実証や研究開発等を通じた貢献	33
① 先進的な低炭素技術の海外展開支援	34
② IoT、AIなど高度なICT利活用によるインフラの競争力強化	36
③ インフラ案件の面的・広域的な取組への支援	37
④ 防災先進国としての経験・技術を活用した 防災主流化の指導、気候変動対応	38

(3)事業投資拡大に向けた支援	40
4. 幅広いインフラ分野への取組	42
(1)新たなインフラ分野への展開	42
(2)エネルギー・資源分野との連携	48
第3章 地域別取組方針	52
1. ASEAN地域	53
2. 南西アジア	60
3. 中東、ロシア・CIS、太平洋島嶼国、中南米	62
・中東	62
・ロシア・中央アジア・コーカサス・モンゴル	63
・太平洋島嶼国	65
・中南米	65
4. アフリカ地域	66
5. 先進国	68

第1章 総論

(インフラシステム輸出による経済成長の実現)

いわゆる新興国を中心とした世界のインフラ需要は膨大であり、急速な都市化と経済成長により、今後の更なる市場の拡大が見込まれる。

このため、民間投資を喚起し持続的な成長を生み出すための我が国の成長戦略・国際展開戦略の一環として、日本の「強みのある技術・ノウハウ」を最大限に活かして、世界の膨大なインフラ需要を積極的に取り込むことにより、我が国の力強い経済成長につなげていくことが肝要である。

また、我が国企業による「機器」の輸出のみならず、インフラの設計、建設、運営、管理を含む「システム」としての受注や、現地での「事業投資」の拡大等、我が国企業の多様なビジネスを展開させていくことも重要である。

(インフラシステム輸出の波及効果)

我が国企業の進出先国において、物流や電力等の経済インフラの開発を進展させることは、我が国企業の進出拠点整備やサプライチェーン強化につながり、現地の販売市場の獲得にも結びつくため、インフラ受注そのものに加えて、複合的な効果を生み出す。

また、「自由で開かれたインド太平洋戦略」等の下で、質の高いインフラの整備等を通じて、物理的・制度的・人的連結性を強化し、地域統合、経済開発等を促進することで、産業構造の転換・高度化等も図り、対象国の経済・社会的な基盤強化や対象地域の安定と繁栄の確保に貢献する。そのために、米国等の関係国との対話の枠組みを上手く活用する。

加えて、我が国が優位性を持つ、制度・基準、技術・運用ノウハウ、人材育成等のソフト面でインフラを支える基盤であるソフトインフラを積極的に活用することにより、持続可能な開発の実現及びその前提としての環境、防災、健康等の地球規模の課題解決に貢献し、我が国のソフトパワーの強化及び外交的地位の向上にも貢献する。

(国際競争を勝ち抜くための官民挙げた取組)

こうしたインフラシステムの海外展開については、一義的には民間企業主体による取組が重要であり、新興国等の海外市場の特性を踏まえたグローバル戦略の策定や、コスト競争力やマーケティング強化等の面でのこれまで以上の企業努力が求められるとともに、海外に活路を求める企業としての強い意志が必要である。

しかしながら、インフラシステム海外展開における国際競争は熾烈を極めており、我が国企業はエネルギー、交通、情報通信、生活環境等の現在の主力となっている分野において、個別の製品や要素技術では世界トップ水準のものも存在するが、競争国の製品開発力や技術力の発展も著しいとの状況もある。厳しい国家間競争の中で、価格をはじめとする相手国・企業のニーズも多様化してきており、それへの対応

力の差、優れた機器や技術をもとにしたマーケティング、ブランディングといった経営戦略面でのノウハウの不足、運営・維持管理まで含めた「インフラシステム」として受注する体制が整っていないこと、インフラ海外展開を担える人材が限定的であること等から、これまでの受注実績においては欧米や中国・韓国等の競合企業に大きく水をあけられている現状にある。

また、新興国等におけるインフラ開発は、一般に初期投資の規模が膨大である一方、投資回収には長期間を要し、事業リスクが高く、また現地政府の影響力が強いことから、日本側も政府が民間企業と連携して官民一体となった取組を推進しなければ国際競争を勝ち抜くことはできない。

このため、民間企業によるビジネスモデルや経営判断を前提としつつ、日本政府としてもあらゆる施策を総動員して民間企業の取組を支援し、官民一体となった海外展開の推進を図る必要がある。

（インフラ輸出、経済協力、資源確保の一体的推進）

新興国等におけるインフラ開発を支援するに当たり、政府開発援助（ODA）や公的金融機関による支援を最大限活用することで、相手国の経済発展と我が国企業の発展を両立させる Win-Win の構図を実現することが可能であるため、経済協力とインフラシステム輸出の緊密な連携を図る必要がある。

ただし、全てのプロジェクトを網羅的に推進するのではなく、ターゲットとなる国や地域の発展段階、我が国企業の進出度合いや受注可能性等に応じて、メリハリをつけて戦略的にプロジェクトを推進する等、国益を踏まえた対応をすることが必要である。また、技術協力や無償・有償の資金協力、コンサルティングを含む情報提供等政府が取り得る支援ツールを有効活用するとともに、相手国の開発ニーズや技術・市場環境を踏まえ迅速かつ効果的な事業の実施を図ることを通じ、戦略的に市場を獲得していくことが重要である。

さらに、近年の資源価格低迷等の環境変化を踏まえ、リスクマネーの供給拡大等を通じた我が国企業の資源開発投資に対する支援の強化や、柔軟かつ透明性の高い国際的なLNG市場の実現等による、エネルギー鉱物資源の海外からの安定的かつ安価な供給確保にも、官民一体となって取り組む必要があり、インフラシステム輸出や経済協力と連携して進める必要がある。

（質の高いインフラの国際スタンダード化）

新興国の急速な経済発展に伴う世界のインフラ需要の拡大により、海外におけるインフラ事業を我が国企業が受注するチャンスが更に拡大している。これを踏まえ、平成 27 年5月に「質の高いインフラパートナーシップ」を、同年 11 月にその更なる具体策を公表、また、平成 28 年5月にはG7伊勢志摩サミットに先立ち、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を公表した。

今後は、これらの施策を活用して我が国のインフラ受注につなげていくとともに、必

要に応じ、随時既存施策の見直しと新たな施策の実施に取り組むことが重要である。

また、伊勢志摩サミットでは、「質の高いインフラ投資の推進のための G7伊勢志摩原則」を先進国の間で確認した。今後は、我が国が議長国を務めるG20、TICAD等あらゆる外交的機会を積極的に活用し、関係国、国際機関と協働して、「質の高いインフラの国際スタンダード化」を主導することにより、持続可能な開発目標(SDGs)の推進にも貢献し、国際社会における我が国のプレゼンスを向上させる。

(ソフトインフラ支援等を通じた投資の拡大)

少子高齢化の進展等を踏まえ、日本企業が海外投資で稼ぐ傾向が強まるとともに、途上国においても官民連携型の公共事業のニーズが高まっていることから、我が国企業も克服すべき課題が多様化、複雑化してきている。我が国企業による海外への事業投資の動きを加速するため、法制度整備等相手国における投資環境整備、案件受注後の継続的支援、危機管理・安全対策を講じることにより、引き続き、我が国企業が安心して海外事業投資を実施、展開できる環境を整備していくことが重要である。

(過去の教訓、人材育成、戦略的対外広報)

過去のインフラ案件から得られた教訓・課題・対策等の関係機関及び関係企業等での共有、現地インフラ事業に携わる人材の育成、及び我が国の強みの戦略的対外広報の実施を含め、インフラシステム輸出の拡大をより確実なものとするための具体的な方策について検討を進め、順次実施していく必要がある。

2016年(平成28年)のインフラ受注額は、約21兆円であり、我が国企業が欧米や中国・韓国等の競合企業等との熾烈な国際競争に勝ち抜き、世界のインフラ需要が拡大するペースにあわせて自らのビジネスを拡大していくことは容易ではないが、官民連携のもと、以下に示す施策を強力に推進して、我が国企業が2020年(平成32年)に約30兆円のインフラシステムを受注(注)することを目指す。(注:事業投資による収入額等を含む)

第2章 具体的施策

以下、本戦略における施策の柱として、我が国インフラシステムの海外展開に対する直接的かつ中核的支援策としての「1. 官民一体となった競争力強化」を掲げるとともに、質の高いインフラの国際スタンダード化に向けた基本的方向性として「2. 質の高いインフラの推進による国際貢献」、先進的な技術や経験・知見を活かした我が国企業の事業投資の一層の拡大に向けた環境整備としての「3. 我が国の技術・知見を活かしたインフラ投資の拡大」、資源エネルギー等も含む今後拡大が見込まれる分野としての「4. 幅広いインフラ分野への取組み」の4つに区分し、各々の柱毎に具体的施策を掲げる。

なお、本戦略は、平成 25 年5月 17 日に開催した「第4回経協インフラ戦略会議」における初版の決定後、「日本再興戦略」(平成 25 年6月 14 日閣議決定)における「国際展開戦略」の重要施策として位置付けられた。その後、経協インフラ戦略会議において、具体的施策の実施状況に関する第1弾のフォローアップを同年 10 月、第2弾のフォローアップを平成 26 年6月、第3弾のフォローアップを平成 27 年6月、第4弾のフォローアップを平成 28 年5月、第5弾のフォローアップを平成 29 年5月に各々実施した。今後とも、具体的施策の実施状況について適切にフォローアップ及び改訂を行う。

1. 官民一体となった競争力強化

(1) 多彩で強力なトップセールス及び戦略的対外広報の推進

総理・閣僚の外国訪問に民間企業トップも同行する等、政府一丸・官民連携によるトップセールスの精力的な展開や、様々な政府間協議の機会を活用した相手国との契約条件の改善や制度改正等の申し入れ(トップクレーム)を行う。その際、国際環境の激変や今後市場が形成される分野等での新たな動きも踏まえ、相手国や関係分野に知悉した議員連盟の活動等議員外交との連携を図る。また、外国要人が訪日した際に、我が国のインフラシステムの視察や試乗を通じ、その良さを実感してもらう等の取組を推進するとともに、日本の「質の高いインフラ」の全体像、すなわち相手国の開発課題への適切な対応及び我が国の技術優位性を、CM 等の映像等でわかりやすく視覚的にPRする等、戦略的な対外広報を実施する。

(具体的施策)

<推進中>

- ・ 総理・閣僚の外国訪問に民間企業トップが同行するトップセールス、国と地方自治体とが連携したトップセールスの実施<全省庁>
- ・ 単なる案件の売り込みのみならず、情報分析、案件発掘等の成果を踏まえたソリューション提案型のトップセールスの計画的かつ機動的な実施の強化<全省庁>

- ・ 政府間協議を活用した相手国政府に起因するリスクを軽減する具体的な申し入れ等のトップクレームの実施<全省庁>
 - ・ 日本開催の閣僚級国際会議等での要人の訪日機会を活用し、トップセールスやインフラの視察等によるPR等を実施<全省庁>
 - ・ トップセールス案件等のフォローアップのための関係機関の連携強化(トップセールス案件等の重要プロジェクトを現地で継続的にフォローするため、既存のODAタスクフォースも活用しつつ、在外公館やJETRO・JICA等の関係機関現地事務所、関連企業の連携を強化)<全省庁>
 - ・ 日本の「質の高いインフラ投資」の好例を集めたグッド・プラクティス集の作成や海外見本市・国際会議・セミナー・視察等を通じ、相手国等における日本のインフラのPRや理解を促進<外務省、経済産業省、国土交通省、総務省、環境省、JICA、JETROほか>
 - ・ 各国駐日大使等を対象に、我が国の「質の高いインフラ」の事例や関連技術等を視察する「シティ・ツアー」等の開催<国土交通省、外務省>
 - ・ CMを始めとする質の高いインフラのPR映像等対外広報資料の制作、及び国際会議や首脳会談等に際して広報機会の積極的な創出と活用<内閣官房、総務省、国土交通省、経済産業省、外務省、環境省>
 - ・ 我が国の提唱する「質の高いインフラ」を象徴する建設・不動産プロジェクト等を表彰する国土交通大臣表彰を創設し、国内外に対し、我が国の強みを効果的に発信<国土交通省>
 - ・ 日本の都市のマーケティング・ブランディング機能を果たすシティ・フューチャー・ギャラリー(仮称)構想の推進<国土交通省>
 - ・ 国際環境の激変や今後市場が形成される分野等での新たな動きも踏まえた、相手国や関係分野に知悉した議員連盟の活動等議員外交との連携強化<全省庁>
 - ・ 相手国のニーズや都市化、人口の増加等の動向を踏まえた適切な都市交通システムの提案を行うためのモード横断的な連携体制の強化<国土交通省>
 - ・ 地デジで構築したネットワークやこれまでのトップセールス・各種プロジェクトで培った関係を核に、その周辺領域・システム(地デジ利活用システム、光ファイバ等)に裾野を拡大<総務省>
- 等

(2) 経済協力の戦略的展開(政策支援ツールの有効活用)

技術協力による研修・セミナーや無償資金協力の活用により、我が国の技術力や質の高いサービス等に対する理解を促した上で、円借款の活用やより商業ベースが確保される案件にはJBIC・NEXIによる支援につなげる等、関係省庁の連携を強化しつつ、政策支援ツールを有効に活用する。

また、多様化するインフラ案件において、案件形成初期段階から関係省庁・関係機関の知見を結集し、オールジャパンで戦略的に取り組むためのメカニズムを構築する。

①F/Sや実証事業の充実及びコンサルティング機能等の強化

インフラシステムの海外導入のためには、相手国の実情を十分に踏まえ、様々な課題を複合的に解決できるソリューション提案を行い、我が国提案のコンセプトや技術の優位性・信頼性を相手国に十分に理解してもらうことが重要となる。

このため、案件の組成される前段階から提案できるようF/Sを充実する。また、客観的データや目に見える形で我が国の優位性・信頼性を示すことができるよう、国内外での大規模な実証事業を充実させる。なお、これらの前提として、官民のコンサルティング機能の強化を図る。

また、案件組成からファイナンスまで一貫した提案を行い、プロジェクトの迅速化を図るため調査期間の短縮化や外国コンサルタントの活用、有識者の助言の活用等による、コンサルタントの質の確保を図るとともに、M/P策定段階からの関係省庁・関係機関との連携強化に取り組む。

これらを通じて、我が国技術の優位性を活かした案件組成を図り、我が国企業の受注率を高める。

(具体的施策)

<実施済>

- ・ 大規模インフラ(主に水力発電、石油・ガスパラント、橋梁、鉄道等の分野)において、デザインビルド方式や工事請負事業者に設計段階から参画させる包括的建設サービス(WCS)方式等で発注される案件への対応を促進するため、F/Sに係る資金等を支援<経済産業省、国土交通省>

<推進中>

- ・ 我が国の技術の優位性・信頼性に対する相手国への理解促進や制度構築を視野にいたしたF/SやNEDO海外実証プロジェクトを推進するとともに、実証後にビジネスベースでの受注につなげるべく、現地事務所によるフォローアップ等を強化。また、中堅・中小規模の海外展開案件を発掘する取組も実施<経済産業省>
- ・ 我が国の先進的なインフラ、交通サービス等の相手国にとっての有効性を実証し、相手国における導入・展開を図るためのパイロットプロジェクト(事業化の実証)支援<国土交通省>
- ・ 相手国のニーズを把握し、案件の構想段階からの入り込みを行うための案件発掘・形成調査の一層の強化・迅速化、面的整備の構築等に向けた民間調査の支援<国土交通省、外務省、農林水産省、JICA>
- ・ 日本方式の地デジや防災ICT、医療ICT、衛星、セキュリティ、無線システムを

はじめとする先進的なICTシステムや日本の優れた郵便システム、交通・都市開発システム等のF/S・実証実験等を通じた相手国社会インフラシステムへの組み込み<総務省、国土交通省>

- ・ 案件組成初期段階からの我が国企業に対するコンサルティングの体制強化<経済産業省、国土交通省、総務省、関係省庁>
- ・ コンサルティング企業等の機能強化(人材確保・育成、業務効率の改善、産業界とコンサルティング企業の知見の共有を含む連携)<経済産業省、外務省、国土交通省、JICA>
- ・ JICAによる協力準備調査(PPPインフラ事業)について、調査実施後の海外投融資等による事業化率を高めるべく、制度改善を実施(外国企業との共同提案・共同受注を一定の条件の下で解禁)<外務省、財務省、経済産業省、JICA>
- ・ 「インフラ輸出コンシェルジュ」を経済産業省に設置し、相手国のニーズの掘り起こしや企業からの相談への対応等を、現地大使館「インフラプロジェクト専門官」と連携し、ワンストップで実施<経済産業省、関係省庁>
- ・ 早期かつ機動的に案件発掘調査を実施し、JICAのF/S調査等につなげる取組の強化<国土交通省>
- ・ 廃棄物処理・リサイクル及び浄化槽分野の国際展開に向け、F/Sに係る資金支援や現地情報の我が国企業への提供、各国におけるビジネスモデルの確立、標準的な仕様書の作成、ADB等の金融機関との連携、自治体間連携の枠組を活用した制度構築支援と技術実証のパッケージ提供等により、案件組成を支援<経済産業省、環境省>

<新規>

- ・ 成長著しい新興国に対し、都市や交通の実態と動向を的確に捉えた都市開発、都市交通その他のマスタープランの策定や見直しを提案していくとともに、F/S前に、PPPと公的支援の対象分野の整理等、整備の概略や手法、工程の調査、提案を行い、新興国において計画性、事業性のあるインフラ整備を支援<関係省庁、関係機関>
 - ・ 外国企業との連携による競争力の向上や「分野別海外展開戦略」等の方針に基づき、一層メリハリをつけたF/Sの重点運用を実施<経済産業省>
- 等

②技術協力・無償資金協力の活用

官民双方の強みを効果的に発揮すべく、技術協力を活用した人材育成支援や相手国の開発計画の作成支援、ODA卒業国等を対象とした相手国政府の経費負担による質の高い技術協力、無償資金協力による施設・機材整備支援、PPPやコンセッション案件における事業運営権の獲得等を先行させ、本格的な事業展開へとつなげる。

(具体的施策)

<推進中>

- ・ 民間技術普及促進事業(民間企業の提案に基づき、本邦受入活動や現地活動等を通じて、我が国民間企業の技術や事業経験等の開発途上国への活用方法等を検討) <外務省、JICA>
- ・ 無償資金協力や技術協力を活用した、途上国側の開発計画の策定支援や、専門家派遣・各種研修等を通じた日系企業のビジネス環境の整備、インフラの海外展開支援 <外務省、経済産業省、財務省、総務省、国土交通省、環境省、JICA>
- ・ PPPやコンセッション案件における事業運営権獲得を視野に入れた無償資金協力の積極的活用(民間企業の提案・意見に基づきF/Sを実施の上、本体建設から維持管理まで事業全体のコンセプトを日本側と相手国側で合意し、当該事業のうち施設・機材整備を無償資金協力で支援) <外務省、JICA>
- ・ ODAスキーム(技術協力、無償資金協力、円借款)を網羅的に活用した本邦技術導入へのステップアップ支援 <外務省、JICA>
- ・ コストシェア技術協力(ODA卒業国等を対象に、日本の質の高い技術・知見を提供し、相手国政府に必要な経費を負担させる形で実施する技術協力)の実施 <外務省、JICA>
- ・ JICAによる開発計画調査、官民連携による現地産業人材に対する受入れ研修、専門家派遣による日系企業の海外展開支援 <外務省、経済産業省、総務省、国土交通省、JICA>
- ・ 無償資金協力の制度・運用の更なる改善 <外務省、JICA>
等

③さらなる迅速化と制度改善等による円借款の魅力向上

日本の優れた技術・ノウハウを開発途上国に提供し、新興国の成長を取り込み日本経済の活性化につながるよう、技術協力や無償資金協力とも有機的に連携しつつ、円借款を戦略的に展開する。このため、ビジネスのスピードへの対応を意識し、開発途上国と我が国企業の双方にとってより魅力的な円借款となるよう、手続のさらなる迅速化と適用案件の拡大を進めるとともに、制度を拡充する。

(具体的施策)

<実施済>

- ・ 外貨返済型円借款の導入 <外務省、財務省、経済産業省、JICA>
- ・ 日本の優れた技術やノウハウを提供できる重点分野の見直し(環境、人材育成、防災、保健・医療)と譲許性の引き上げ <外務省、財務省、経済産業省、JICA>

- ・ 中進国・中進国を超える所得水準の開発途上国支援の一層の強化(適用分野に「広域インフラ」及び「農業」を追加等)〈外務省、財務省、経済産業省、JICA〉
- ・ 本邦技術の更なる活用に資する制度改善(本邦技術活用条件(STEP)の制度改善)〈外務省、財務省、経済産業省、JICA〉
 - 主契約者条件の範囲を拡大(本邦企業の海外子会社も適格に)
 - 本邦調達比率の計算ルールを本邦企業等がより柔軟に本制度を活用できるよう改善(先進国の海外子会社から調達した資機材等も算入可能に)
 - STEP適用分野について、従来から例示されている10分野に加えて、医療機器、防災システム・防災機器の2分野を新たに追加
 - STEP適用候補案件に関する本邦企業からの意見聴取をより早期の段階から実施
 - STEPの金利を従来(0.1~0.2%)から一律0.1%に引下げ
- ・ 災害復旧スタンド・バイ借款(開発途上国における災害発生後の復旧段階で発生する資金需要に対し迅速な支援を行うべく、災害発生に備えて融資枠を合意)の創設〈外務省、財務省、経済産業省、JICA〉
- ・ ノンプロジェクト型借款の一層の活用〈外務省、財務省、経済産業省、JICA〉
- ・ 後発開発途上国向け円借款に関する制度運用面の改善〈外務省、財務省、経済産業省、JICA〉
- ・ オフテイク契約の履行を確保する仕組みの整備と活用を途上国政府に促し、もって官民の適切なリスク・シェアリングに基づくPPPインフラ整備を促進することを目的とするPPPインフラ信用補完スタンド・バイ借款を創設〈外務省、財務省、経済産業省、JICA〉
- ・ 事前資格審査(P/Q)と本体入札の一本化の積極活用や標準入札書類の使用義務化の徹底等による事業実施の迅速化を積極的に実施〈外務省、財務省、経済産業省、JICA〉
- ・ PPP拡大の観点から、途上国政府が出資・実施するインフラ整備事業におけるEquity Back Finance や Viability Gap Funding に対する円借款による支援の候補案件組成を加速〈外務省、財務省、経済産業省、JICA〉
- ・ 円借款金利体系の見直し(所得階層の簡素化、基準金利の見直し等)〈外務省、財務省、経済産業省、JICA〉
- ・ サブ・ソブリン(途上国の地方公共団体及び政府関係機関)向け円借款の新たな対応〈外務省、財務省、経済産業省、JICA〉
- ・ 有償勘定技術支援の更なる積極的活用を通じた円借款・海外投融資案件の形成促進〈外務省、財務省、経済産業省、JICA〉
- ・ 有償勘定技術支援を活用したSTEP案件の詳細設計(D/D)の実施の拡大、我が国企業の参画が期待されるアンタイト円借款案件のコンサルタント調達の前倒しの積極実施等による、円借款の更なる迅速化〈外務省、財務省、経済

産業省、JICA>

- ・我が国企業の参加が期待できる円借款候補案件への上記迅速化策の適用状況についてのモニタリング<外務省、財務省、経済産業省、JICA>
 - ・外貨返済型円借款の中進国以上の国への導入<外務省、財務省、経済産業省、JICA>
 - ・ドル建て借款の創設<外務省、財務省、経済産業省、JICA>
 - ・ハイスpekク借款の創設・導入<外務省、財務省、経済産業省、JICA>
 - ・事業運営権対応型円借款の創設<外務省、財務省、経済産業省、JICA>
 - ・特別予備費枠の活用<外務省、財務省、経済産業省、JICA>
 - ・実証・テストマーケティング事業の実施<外務省、財務省、経済産業省、JICA>
 - ・早い段階での「プレ・プレッジ」の実施の促進、F/Sを担当したコンサルタントとの随意契約による詳細設計の実施、OECD通報の前倒しの着実な実施により、円借款の政府関係手続期間を重要案件について最短で1年半まで短縮<外務省、財務省、経済産業省、国土交通省、JICA>
 - ・質の高い公共インフラ整備を促進するため、JICAとアジア開発銀行(ADB)が共同して融資を実施<外務省、財務省、経済産業省、JICA>
 - ・案件形成・実施に必要なコンサルタント等が行う調査の迅速化等による、F/S開始から着工までの期間を最短で1年半に短縮。
 - 重要案件における協力準備調査の早期実施
 - 詳細設計の部分先行実施による着工・部分開業の迅速化
 - コンサルタントの能力向上
 - ランプサム契約のコンサルタント業務への導入
 - 「設計(全部又は一部)」と「施工」が一括して発注されるデザインビルド方式等の積極活用 等
- また、相手国及び我が国コンサルタントを含む事業者等への「見える化」を図り、迅速な対応を促すため、案件ごとに、予め、F/S、詳細設計、本体調達等の期間を設定<外務省、財務省、経済産業省、JICA>
- ・関係機関との連携によるコンサルタントの案件形成、積算等に関する能力向上<外務省、経済産業省、国土交通省、JICA>
 - ・同一国・同一セクター等の複数案件への供与を行うセクター・プロジェクト・ローンの更なる積極活用により、長期的・包括的な援助を迅速かつ効率的に実施しつつ我が国企業の参画を支援<外務省、財務省、経済産業省、JICA>
 - ・我が国企業が参画するプロジェクトに関連する周辺インフラ整備への円借款の戦略的・積極的な活用<外務省、財務省、経済産業省、JICA>

<新規>

- ・本邦技術活用条件(STEP)について、入札における競争性の向上及び応札企業の価格競争力強化等に資する以下の制度改善を検討<外務省、財務

省、経済産業省、JICA>

- 「原産地ルール」について、一定の条件の下で資機材の部材の本邦調達比率への算入を可能とする
- 「主契約者条件」について、本邦企業がJVのパートナーとして活用可能な企業の要件の緩和(なお、詳細については引き続き、関係業界等の意見も踏まえつつ関係各省間で検討)
- ・ 価格面のみならず、技術力や履行能力等の「質の高さ」が評価されるような入札方式(質の高い施工が求められる高度なインフラ整備において、質を定量的に評価する入札方式等)の円借款事業における導入の可能性を検討<外務省、財務省、経済産業省、JICA>
- ・ 円借款案件の迅速化に向け、F/Sの調査期間を原則 1 年以内にすることや基礎的調査の先行実施による二段階調査の実施、及び外国コンサルタントのJVでの活用<外務省、財務省、経済産業省、JICA>
等

④公的金融による支援強化

インフラ・資源開発プロジェクトは、一般に大規模・長期であるため、概してリスクが高く、民間金融だけでは十分な資金を供給することが難しい場合がある。このため、JICA海外投融資、JBIC、NEXI、JOGMEC等の公的金融による支援を強化し、リスクテイク機能の強化を図る。また、多様な主体の国際展開を促進するため、公的金融のさらなる活用を図る。

(具体的施策)

<実施済>

- ・ 貿易保険法の改正によるNEXIの機能強化<経済産業省>
 - テロ、戦争等のリスクに対応した貿易保険制度の拡充
 - 本邦企業のグローバル化や多様な取引形態に対応した貿易保険制度の拡充
 - 多様な資金調達(債券発行や現地通貨建てでの借入等)に対応した貿易保険制度の拡充
 - 低廉なエネルギー確保のための貿易保険制度の活用
- ・ 原子力施設主要資機材の輸出等に係る公的信用付与に伴う安全配慮等確認の実施体制・手続きを整備<内閣府、関係省庁>
- ・ JBICの新たな融資手段として、「劣後ローン」、「LBO(Leveraged Buyout)ファイナンス」を追加<財務省、JBIC>
- ・ JICA海外投融資について、JICA内部の審査・管理体制の整備と併せ積極的に活用<外務省、財務省、経済産業省、JICA>

- ・ JICA海外投融資におけるドル建て融資スキーム及び途上国の現地通貨建て融資スキームを活用<外務省、財務省、経済産業省、JICA>
- ・ JICA海外投融資(融資)における「先導性」の要件の解釈見直しによる海外投融資の対象分野・規模の明確化<外務省、財務省、経済産業省、JICA>
- ・ JICA海外投融資の出資比率規制の柔軟な運用・見直し<外務省、財務省、経済産業省、JICA>
 - 現地企業等への直接出資における金額規模につき、個別案件の政策的な重要性、リスク等を勘案しつつ、必要に応じて柔軟に対応
 - 出資比率上限を 25%から 50%(最大株主にならない範囲)まで拡大する等、出資比率上限規制の柔軟化を検討
 - 政策上特に重要な案件について上限を上回る出資比率容認の検討
 - 戦略を共有するインフラファンドに対する海外投融資を通じたリミテッド・パートナー出資の検討
- ・ JICA海外投融資と民間金融機関の協調融資を可能とするJICAと他機関との連携強化<外務省、財務省、経済産業省、JICA>
- ・ 海外投融資におけるユーロ建て融資の供与をニーズに応じて検討<外務省、財務省、経済産業省、JICA>
- ・ JICAにおいて審査可能と判断される案件について、海外投融資の民間企業等からの申請から原則 1ヶ月以内の審査の開始。また、JBICに案件照会があった場合の標準回答期間2週間の徹底<外務省、財務省、経済産業省、JICA、JBIC>
- ・ JICAが出資して、アジア開発銀行(ADB)に信託基金を新設し、ADBと協調して質の高いPPP等民間インフラ案件に投融資を実施する仕組みの創設<外務省、財務省、経済産業省、JICA>
- ・ JBIC輸出金融における3割ルールの柔軟化、ローカル・バイヤーズ・クレジットの運用<財務省、JBIC>
- ・ JBICの現地通貨建ファイナンス支援の強化<財務省、JBIC>
- ・ 民間の資金・ノウハウを活用した海外インフラ事業等について、日本企業の海外展開をより一層支援するため、JBICの機能を強化<財務省、JBIC>
- ・ JBICと市中銀行の協調融資において、必要な場合には、市中優先償還を柔軟に適用し、民間銀行の参加を促進<財務省、JBIC>
- ・ 平成 27 年 11 月に公表された「質の高いインフラパートナーシップ」の拡充策及び、平成 28 年 5 月に公表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」における貿易保険の機能強化<経済産業省、NEXI>
 - 案件の事業期間長期化に対応するため、投資保険期間を 15 年から 30 年に延長
 - 事業終了後の外国政府等による契約違反リスクのカバー
 - メザニン(劣後ローン、優先株)の填補範囲の拡大

- ドル建て貿易保険の創設(平成 29 年 10 月より引受開始)
 - 融資保険、海外投資保険及び輸出保険の非常危険カバー率(上限)を 97.5%(海外投資保険は 95%)から 100%に拡大
 - サブ・ソブリン対応保険の創設
 - 事業者が金利スワップ契約を行う場合、契約の不履行を一定範囲で引受
 - 貿易代金貸付保険(バイヤーズクレジット)の融資対象にNEXI保険料を含められるよう改善
 - ローカル・バイヤーズ・クレジットに対するNEXI付保(ピュアカバー)
 - ・ NEXIについて、国の政策意図の反映等国との一体性を高めつつ、経営の自由度、効率性、機動性を向上させることを目指し、平成 29 年4月1日に株式会社日本貿易保険を設立<経済産業省、NEXI>
 - ・ 民間企業の更なる参入を促進するため、政策上特に重要な案件について「最大出資者基準」の運用を緩和し、官民ファンドが最大出資者となることを一定の要件下での容認<総務省、国土交通省、JOIN、JICT>
 - ・ 政令等で定められた「レバレッジ制限」を緩和し、官民ファンドが民間金融機関等からより多くの資金調達(借入、社債発行等)を可能とすることを実施<総務省、国土交通省、JOIN、JICT>
 - ・ 膨大なインフラや資源開発投資の需要に対応し、拡大する円借款の持続的な供与とリスクマネーの供給拡大を可能とするため、関係機関の体制・機能の強化及び十分な財務基盤の確保<外務省、財務省、経済産業省、国土交通省、総務省、JICA、JBIC、NEXI、JOIN、JICT、JOGMEC>
- <推進中>
- ・ 新興国等による、OECD公的輸出信用アレンジメント(公的輸出信用条件の規律)において許容されない過大なファイナンス条件の提示に対し、OECDルールの準拠やWTO補助金協定の遵守を働きかけ、必要に応じ、可能な範囲で対抗措置(マッチング)を実施。また、関係国との連携を通じ、OECD公的輸出信用アレンジメント改定に向けた働きかけを実施(ローカルコストが大きく投資回収が長期に亘るようなインフラ案件について実情に即したルールの緩和等)<経済産業省>
 - ・ 資源価格の低迷による資源開発投資の停滞や、将来の資源価格高騰のリスクも依然不透明ではある一方、新興国を中心としてエネルギー需要が増加している中、JBIC、NEXI、JOGMECを通じたリスクマネー供給を大幅に強化し、我が国が世界の資源開発投資をけん引<財務省、経済産業省、JBIC、NEXI、JOGMEC>
 - ・ JCMプロジェクト補助事業の活用とともに、ADBに設置した信託基金を活用し、優れた低炭素技術の導入を促進するとともに、JCMのクレジット獲得を目指す<環境省>
 - ・ ベンチャー企業や地域経済を支える民間事業者が参加する事業に対するJIC

Tの資金供給を拡大するための仕組みを検討<総務省、JICT>

<新規>

- ・ 海外電力事業への日本のユーティリティ企業等の参入を促進するため、JBIC・NEXIのファイナンス先に出資している日本企業の出資持分譲渡について一定の条件の下で容認することを明確化<経済産業省、財務省、NEXI、JBIC>
- ・ LNG需要のアジアを中心とした高まり、それに伴うLNG取引慣行の変化、日本企業のLNG市場におけるプレゼンスの観点等を踏まえ、我が国のエネルギー安全保障強化に資する、日本企業がLNGの供給に関与することとなる案件に、資源エネルギー総合保険・資源金融の適用を可能とする<経済産業省、財務省、NEXI、JBIC>
- ・ ローカル・バイヤーズ・クレジット(本邦からの輸出品がゼロであっても、現地・第三国での日系企業が生産するものが5割以上であれば政策金融 (NEXI/JBIC)の対象となる)等の活用を促進することを産業界へ働きかけるために説明会を開催する等積極的に広報<経済産業省、財務省、NEXI、JBIC>
- ・ NEXIと多数国間投資保証機関(MIGA)との再保険分野における協力協定(MOU)に基づくインフラ整備<NEXI>
- ・ 地球環境保全目的に資する質の高いインフラの整備を幅広く支援する新ファシリティ「質高インフラ環境成長ファシリティ」をJBICに創設<財務省、JBIC>等

(3) 競争力の向上に向けた官民連携

①中堅・中小企業及び地方自治体のインフラ海外展開の促進

海外におけるインフラ整備に対するニーズはシステム化された大型案件のみならず、地方・中核都市における中規模・小型案件も多数存在する。このような多様なインフラニーズにきめ細やかな対応をするため、医療、廃棄物処理・リサイクル、水分野等特定分野においてポテンシャルを有する中堅・中小企業への支援、地方自治体の海外展開について後押しする。特に、政令市を中心とする先進地方自治体が地元企業の海外展開支援と国際貢献に取り組んでいる現状に鑑み、ODA等を活用しつつ、包括的かつ継続的に支援を行う。

(具体的施策)

<実施済>

- ・ 地方自治体の海外展開の支援に関する相談受付窓口の整備<内閣官房、外務省、経済産業省、総務省、国土交通省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省>
- ・ 中小企業の海外投資に係るリスクを軽減し、海外展開を支援するため、NEXI

海外投資保険の保険期間を長期化(15年から30年に延長)し、非常危険(コントリリスク)に係るカバー率の上限(現行95%)を100%に拡大<経済産業省、NEXI>

<推進中>

- ・ 支援機関の連携強化、現地人材育成や海外インターンシップ等による中堅・中小企業・(狭義の中堅企業の定義に入らない)地方有力企業の海外市場開拓支援<経済産業省、国土交通省、厚生労働省>
- ・ 我が国中小企業等の製品・技術等のODA事業による活用に向けた調査やその普及方法を検討する事業の推進<外務省、JICA>
- ・ 地方自治体の海外事業参画(地方自治体が受託者となるような各種JICA協力(草の根技術協力、技術協力アドバイザー、調査事業等)を通じて、地方自治体と開発途上国との関係構築を図り、また地元企業のノウハウの活用により、地方企業の海外展開の基盤とする)<外務省、JICA>
- ・ 中堅・中小企業及び地方自治体の優れた水処理技術、大気汚染物質排出削減技術、廃棄物処理・リサイクル技術等の海外展開支援(F/Sや現地実証試験の実施を支援し、ビジネスモデル形成を促進)<経済産業省、外務省、環境省>
- ・ 我が国自治体のインフラ輸出の取組を国として包括的・継続的に支援<全省庁・機関>
 - 先進自治体によるインフラ海外展開の取組をショーケースと位置付け・積極的にPR(指定都市市長会・海外水インフラPPP協議会・水環境ソリューションハブ(WES-Hub)等の場の活用、海外都市と我が国自治体の都市間協力覚書作成を促す国家間の覚書作成(下水道分野でベトナム建設省と我が国国交省の覚書作成の実績あり)の横展開等)<国土交通省>
 - 「自治体間連携セミナー」、「低炭素社会実現のための都市間連携」、「中国大気環境改善のための都市間連携協力事業」等を通じ、先進自治体をはじめとした自治体と国、及び自治体同士の情報交換・協議の場づくりを引き続き推進<外務省、環境省、JICA>
 - ODA等を活用し、自治体がプロジェクトの上流段階から参画できる提案型スキームの充実、事業実施段階のファイナンス支援(自治体提案型、中小企業提案型等:各省F/S調査事業、JICA草の根技術協力・無償資金協力、JICA等と連携したJCMプロジェクト実施に対する資金支援等)<外務省、環境省、JICA>
- ・ 我が国の経験を活かした都市インフラ輸出のパッケージ化促進<全省庁・機関>
 - 都市の発展段階に応じた時間軸に沿ったアプローチ(人口や経済規模の増大に対応して、都市インフラの段階的整備を行ってきた経験の活用)
 - 総合的な「まちづくり」の視点からのアプローチ(公害克服から環境配慮型

都市に至る経験を生かした都市ソリューションの提案、鉄道沿線開発の経験を生かした新都市開発と交通アクセスの一体整備等)

- ・都市インフラの「ジャパンブランド」確立<全省庁・機関>
 - 我が国の経験を活かしたアプローチを「ジャパンブランド」と位置付け、MICE(国際会議等)の機会等を積極活用し、官民一体でプロモーション
 - ・開発途上国の社会課題を解決する製品・サービスの開発を、現地の大学・研究機関・NGO・企業等と共同で取り組む我が国企業を支援<経済産業省>
 - ・「国土交通省インフラシステム海外展開行動計画 2018」に基づき、優れた技術を有する中小企業等の海外展開を支援し、受注機会を拡大<国土交通省、JOIN>
 - 「中堅・中小建設業海外展開推進協議会(JASMOC)」を通じた事業者間・関係機関との連携の促進
 - トップセールスの機会に併せてビジネスマッチング等を実施
 - 海外での個別の事業ニーズ調査を始めとする事業構想段階から進出段階まで、中小企業等の海外進出を資金調達面、人材面も含め総合的に支援
 - JOINによるハンズオン支援を活用し、事業化に向けた支援等を実施
 - 大規模プロジェクトに組み込んだ一体的な案件形成を実施
- 等

②現地市場や競合国の情報収集・発信、共有の促進

インフラ案件の発掘のみならず、案件開始後のトラブル防止のため在外公館(日本大使館・総領事館)の機能強化をはじめ、政府の現地支援体制を充実する。また、政府内の各省庁・機関の相互の連携を一層強化するべく、重点国タスクフォースを設置し、官民がそれぞれ有する情報のタイムリーな共有、現地大使館や関係省庁、JICA、JETRO等を交えた定期的な議論、経済界関係者との意見交換等政府の一元的な取組を通じて、国家的観点から首尾一貫した受注戦略及び受注後の管理等フォローアップがとれるような体制を構築する。さらに、「インフラプロジェクト専門官」の活用等各省や在外公館、公的機関、民間企業等それぞれの立場からの官民のコンサルティング機能を強化する。

(具体的施策)

<推進中>

- ・在外公館にて、インフラプロジェクト専門官が現地のインフラプロジェクトに関する情報の収集・集約・分析を行うと共に、インフラアドバイザー(外部コンサルタント)や弁護士等のアドバイザーを活用する事により専門性を強化<外務省、関係省庁>
- ・在外公館における現地ODAタスクフォースの機能強化<外務省、関係省庁>

- ・ 経協インフラ戦略会議等を活用して、重要プロジェクトを選択し、官民協力を民の協力を得ながら迅速に進め、その工程管理を同会議等で行う<外務省、財務省、経済産業省、関係省庁>
- ・ 重点国タスクフォースの創設(重点国へのインフラ輸出の取組を強化するため、国別タスクフォースを設置し、司令塔機能、府省間連携、官民連携の場として、産官学による情報分析・案件発掘・国別総合戦略策定等を行う)<総務省、外務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、内閣官房、関係省庁>
- ・ 日本国内及び在外公館双方における情報収集・発信力の強化<外務省、経済産業省、総務省、国土交通省、内閣府宇宙開発戦略推進事務局、農林水産省、環境省、JICA、JETRO>
 - 大使館・JICA/JETRO・日本商工会等のネットワーク強化
 - 個別専門家の充実
 - JICAボランティアの積極的な活用(現地側への浸透も含め)
 - 現地からのプロジェクト情報等に基づくインフラ調査の実施
 - 建設・不動産企業の進出に有益な現地情報(法制度、市場情報等)のデータベース化
 - ビジネスマッチングによる我が国技術の積極的アピール
 - 相手国関心事項を踏まえた相手国と我が国の政府・企業による共同プロジェクト組成の促進
- 等
- ・ 「ジャパン・パッケージ」形成機能の強化(重要案件ごとにイニシアティブをとる省庁が中心となって、我が国企業の参画比率が高く強力な「日本連合」の早期形成促進や我が国企業の海外展開のための環境整備を推進しつつ、関係省庁と連携し、トップセールスの活用や他案件も含めパッケージとして相手国と交渉する交渉戦略策定等を実施)<内閣官房、外務省、経済産業省、総務省、国土交通省、農林水産省、関係省庁>
- ・ 大使会議や民間企業も交えた意見交換会等を通じ在外公館との連携を一層強化<外務省、経済産業省、総務省、国土交通省、関係省庁>
- ・ 我が国インフラ企業と各国の地元企業の協業の可能性が高まるよう、機会を捉えた我が国企業のプロモーションや現地企業とのマッチング等、ネットワーク形成の機会を提供<国土交通省>
- 等

③増加するPPP案件への対応

我が国企業によるインフラ受注の効率的かつ効果的な実現を進める観点から、PPP案件やメンテナンスを始めとする「インフラマネジメント」への対応等多様な手法による相手国のインフラ整備への積極的関与を行う。

(具体的施策)

<推進中>

- ・ 途上国におけるPPPインフラ事業に関し、民間法人からの提案に基づき事業計画策定を支援するPPP F/Sを通じた案件発掘・形成の強化<外務省、JICA>
 - ・ PPPインフラ案件準備・形成専門家派遣(商社、メーカー、コンサルタント、ゼネコン、地方自治体の関係者を本邦の専門家として現地に派遣)<JICA>
 - ・ PPP事業の立案、事業選定、資金調達の助言機能強化の動きがみられるアジア開発銀行等のMDBsとの連携強化<国土交通省>
 - ・ 政府間の枠組みを活用しながら、「モデルケース」としての具体的案件を形成することによる我が国企業のPPP事業における経験の蓄積を支援<国土交通省>
 - ・ PPP制度、官民のリスク分担の考え方等について新興国等の相手国関係者の理解を促すセミナーの開催<国土交通省>
- 等

(4) インフラ案件の川上から川下までの一貫した取組への支援

我が国の先進的な技術を生かした「機器」の売り込みや建設・プラント事業の受注といった、いわゆる「川中」での取組のみならず、案件発掘・形成等「川上」や、施設の運営・維持管理やサービスの対価徴収、インフラメンテナンスといった「川下」に至る一貫した取組に対し、インフラ全体のマネジメントを意識しながら各フェーズのリスクの特性を踏まえた支援を行い、新たな案件受注につなげる。また、「川上」から「川下」までのトータルな受注を目指すにあたり、独法等の知見の活用による官民一体の海外展開を進める。

(具体的施策)

<実施済>

- ・ 事業運営権獲得を視野に入れ、資金協力を含めたパッケージ提案(運転・保守管理を担う現地人材育成を含む)を途上国政府にすることによって、案件組成を加速<外務省、財務省、経済産業省、JICA>
- ・ M&Aを活用した外国企業との協働やローカルプレイヤーとの連携支援(海外展開支援出資ファシリティにより支援)<財務省、JBIC>
- ・ 相手国にインフラの質の高さの重要性について理解を高め、我が国企業による案件獲得につなげるべく、インフラ案件が公示される以前の「川上」段階における詳細事業実施可能性調査(F/S)を実施するための資金の一部を支援<経済産業省>
- ・ 海外における鉄道、空港、港湾、都市・住宅、下水道等のインフラ事業(海外社

会資本事業)について、国土交通大臣が定める基本方針に基づき、独立行政法人等に調査等の必要な海外業務を行わせる等の措置を講ずる「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律」が第 196 回国会において成立<国土交通省>

<推進中>

- ・ 我が国企業による「川下」の事業会社等に対する公的信用(投資金融、出資、投資保険等)の積極的付与<財務省、経済産業省、JBIC、NEXI>
- ・ 「川上」から「川下」までのトータルな受注を目指すに当たり、我が国公的機関(鉄道建設・運輸施設整備支援機構、水資源機構、都市再生機構、住宅金融支援機構、日本下水道事業団、成田国際空港株式会社、高速道路株式会社、国際戦略港湾運営会社、中部国際空港株式会社、水道事業等の地方公営企業等)の有する総合的ノウハウ等を積極的に活用<国土交通省、厚生労働省>
- ・ ODA事業の多様な形での受託による海外事業経験の蓄積を通じた我が国公的機関の海外事業参画推進<外務省、JICA>
- ・ (株)海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)が、現地政府等と共同で上流の調査段階から関与することで、我が国事業者が参画しやすい環境整備を行うとともに、出資や人材派遣等の事業参画による支援を通じて、海外のインフラ市場への我が国事業者のより積極的な参入を促進。また、より幅広い国・分野に対して、ブラウンフィールド案件に対しても、JOINが先導的な役割を果たしつつ、民間企業の海外展開を支援。さらに、企業のマッチング等に能動的に取り組むとともに、事業参画の一環として相手国における人材育成にも力点を置く<国土交通省、JOIN>
- ・ 幅広いニーズに対応するため、国内企業の結集や、ジャパン・イニシアティブを確保した、外国企業との協働等によるコンソーシアム形成を支援<経済産業省、国土交通省、農林水産省>
- ・ 産業革新機構の積極的活用<経済産業省>
- ・ 事業運営権獲得を視野に入れた無償資金協力の積極的活用(民間企業の提案・意見に基づきF/Sを実施の上、本体建設から維持管理まで事業全体のコンセプトを日本側と相手国側で合意し、当該事業のうち施設・機材整備を無償資金協力で支援)<外務省、JICA>
- ・ 我が国の強みを活かせる分野において、プロジェクト獲得のキーとなる製品・工法等の海外展開や、中長期的視野に立った総合的な施策を紹介<国土交通省>
- ・ (株)海外通信・放送・郵便事業支援機構(JICT)を活用し、海外において通信・放送・郵便事業を行う者に対して資金の供給や専門家の派遣等の支援を行うことで、通信・放送・郵便インフラとICTサービスや放送コンテンツとのパッケージ展開を促進<総務省、JICT>

- ・ 本邦自治体が都市間連携を活用し、途上国の低炭素かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市形成に向けたマスタープラン作成や低炭素事業の案件形成等の取り組み支援＜環境省＞
 - ・ アジアの関係国に対し、高度な技術の導入や資源循環の促進による長期的な環境・経済面でのメリットを積極的に発信するとともに、適切なビジネスモデルの確立、標準的な入札仕様書作成等をパッケージとして提供＜環境省＞
 - ・ 単体切売りではなく、我が国が強みをもつICTインフラとの組合せ（例：郵便と郵便関連ビジネス、地デジと防災、等）でのパッケージ展開を図り、人材育成・メンテナンス・ファイナンス等川上から川下までトータルな売込みを推進＜総務省＞
- 等

（5）分野別戦略等を通じた競争力強化

インフラシステムの更なる受注獲得には、高い競争力を維持・強化できる技術・サービス等を中心とした海外展開戦略の策定と、これらの技術・サービス等を活用した事業に対する官民の取組の重点化等、主要産業やその中の重要分野における海外展開戦略を踏まえた、インフラシステム輸出の戦略的拡大が必要である。

引き続き有望な産業や分野について、また、IoT、AI等全世界的に進行中の技術革新等への確に対応するためにも、市場の動向や我が国の技術・サービス等の競争力・供給力、競合国の動向等を分析し、関係業界等の動向等も適切に反映した上で、主要産業又は重要分野において進むべき方向性を示した海外展開戦略を官民が連携して策定していくことは重要である。また、政府内における既存の様々な戦略等との連携、政策ツールの一層の有効活用とインフラ輸出の戦略的拡大を進めることで国際競争力の維持・強化を目指す。

（具体的施策）

＜実施済み＞

- ・ 関係業界・企業や有識者の意見を適切に反映させた形で、市場の動向や我が国の技術・サービス等の競争力・供給力、競合国の動向等を分析した上で、今後当該産業・分野での注力領域・案件等及び官民の取組等を記載した海外展開戦略の策定。また、これを踏まえた関係者の案件形成や受注活動、官民の協働、開発や投資等に係る方向性、経営資源配分、更なる課題と解決策の検討等による、インフラ輸出の戦略的拡大＜関係省庁＞
 - － 電力、鉄道、情報通信（平成 29 年 10 月策定）
 - － 宇宙、農業・食品（平成 30 年 4 月策定）
 - － 環境、リサイクル、医療、港湾、空港、都市開発・不動産開発（平成 30 年 6 月策定）

- ・ グローバル・フードバリューチェーン戦略(平成 26 年6月策定)に基づき、二国間政策対話、国内での官民協議会等により、我が国食産業の海外展開と途上国等への経済協力を総合的に推進<農林水産省>
- ・ 地域・国ごとに焦点となるプロジェクトを整理した「国土交通省インフラシステム海外展開行動計画」を策定。国土交通省として同計画に基づき、対象国に対して、戦略的取組を強化(平成 30 年3月改訂)<国土交通省>
- ・ 分野・地域別の海外展開の取組及び総合的・戦略的な海外展開の在り方をとりまとめた「総務省海外展開戦略(「世界に貢献する総務省アクションプラン」)」に基づき、個別分野の取組に加え、分野横断的な取組や連携を積極的に行い、海外展開を更に強化<総務省>

<新規>

- ・ 引き続き、防災、水、道路等の各分野においても、関係省庁連携の下、関係者の案件形成や受注活動、官民の協働、開発や投資等に係る方向性、経営資源配分、更なる課題と解決策の検討等による、インフラ輸出の戦略的拡大につなげるべく海外展開戦略の策定を実施<関係省庁>
等

(6) 外国企業との連携による競争力強化

新興国のインフラ市場の競争激化に伴い、コスト競争力、市場へのアクセスや政治リスクを含む長期的なリスクの分散という国内の官民連携だけでは乗り越えられない課題が生じてきている。我が国企業の強みを補完しつつ、新たな市場への活路を開くため、外国企業と連携した売り込み、案件形成等の取組を進める。

(具体的施策)

<推進中>

- ・ 外国政府・企業と連携して周辺の第三国へ展開する我が国企業の取組を支援するため、第三国におけるセミナー開催による両国企業のマッチング等を実施。併せて政府間の二国間連携の枠組みを構築<国土交通省、経済産業省、関係省庁>
- ・ 欧米諸国について、日英鉄道協力会議等二国間での連携の場を、国を超えたネットワーク構築に繋げる可能性を追求<国土交通省>
- ・ トルコ輸出入銀行との間で業務協力協定を締結し、トルコ周辺の第三国における日・トルコ企業の協働事業を推進<財務省、JBIC>
等

2. 質の高いインフラの推進による国際貢献

(1) 質の高いインフラの国際スタンダード化

インフラの開放性、透明性等国際社会で広く共有されている考え方に留意し、「質の高いインフラ」が正当に評価され、相手国に導入されやすい環境整備を図るべく、「質の高いインフラ」の国際スタンダード化を推進する。このため、首脳会談や国際会議、インフラ関連イベント等の機会を積極的に活用して、「質の高いインフラ」の概念を国際的に定着させるための取組を進める。

また、世銀が進めている新調達制度の実施等、他の国際機関等で進めている質の高いインフラに関連する取組等について、我が国として貢献していくことは、「質の高いインフラ」の概念の定着に向けても重要である。

(具体的施策)

<推進中>

- ・ 国際スタンダード化に関する取組の一環として、G7・G20・国連・APEC・ASEAN等関連の首脳・閣僚会合においてG7伊勢志摩サミットで合意された「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」を基礎として質の高いインフラの必要性をこれまで以上に積極的に発信<全省庁>
- ・ APECの枠組みを活用した質の高いインフラの普及促進(G7伊勢志摩原則で掲げられているライフサイクルコストから見た経済性及び安全性、現地雇用及び技術移転、社会・環境面への配慮、被援助国の財政健全性をはじめとする経済・開発戦略との整合性、民間部門を含む効果的な資金動員の確保に加え、開放性の確保や連結性の強化等のインフラ投資にあたって重視すべき考え方のアジア太平洋地域への普及・浸透を促進)。具体的には「APECインフラ開発・投資の質に関するガイドブック」の拡充等の実施や、「APEC質の高い電力インフラガイドライン」を活用し、我が国火力発電所の運営・保守の質が適切に評価される国際標準(ISO規格)の策定を進めるとともに、輸出先国のニーズを踏まえた普及方法に関する検討を実施<経済産業省、外務省、国土交通省>
- ・ 価格面のみならず、技術力や履行能力等の「質の高さ」が評価されるような契約方式(質の高い施工が求められる高度なインフラ整備において、質とスピードを両立させる新たな工事発注方式等)の普及を促進。このため、大規模インフラ(主に水力発電、石油・ガスパラント、橋梁、鉄道等の分野)において、デザインビルド方式や工事請負事業者に設計段階から参画させる包括的建設サービス(WCS)方式等で発注される案件への対応を促進するため、F/Sに係る資金等を支援<経済産業省、国土交通省>
- ・ 「質の高いICTインフラ投資」の概念・調達手法の普及、人材育成、投資・競争を促進させるような公正で透明性のある政策・法的枠組の働きかけ等を通じた、

我が国の質の高いICTシステム及びIoT・AI等我が国高度ICTを活用したインフラ受注の機会増大<総務省>

<新規>

- ・ APECの枠組みを活用して、水インフラの質を確保するための考え方や調達時の評価手法等を示したガイドライン策定に取り組み、ライフサイクルコストから見た経済性等の水インフラ投資にあたって重視すべき考え方のアジア太平洋地域への普及・浸透を促進<経済産業省>
- ・ 地球環境保全目的に資する「質の高いインフラ」の整備を幅広く支援する新ファシリティをJBICに創設する。支援にあたっては、国際開発金融(MDBs)との協調融資等、国際社会と緊密に連携を図る<財務省、JBIC>
等

(2) 国際枠組における質の高いインフラを通じた貢献

国連で採択された持続可能な開発目標(SDGs)の達成、TICAD等でも我が国が提唱しているユニバーサルヘルスカバレッジ(UHC)の推進やパリ協定における目標達成等、国際枠組みや国際協力に対し、質の高いインフラを通じ貢献する。

(具体的施策)

<推進中>

- ・ 国際機関との連携強化(専門性の高い国際機関との連携により、当該国際機関のプロジェクトへの参画や相手国政府に対し、日本の技術や制度等をアピールするとともに、国際目標の達成に資する適正な評価手法の開発に貢献)<総務省、外務省、経済産業省、財務省、農林水産省、国土交通省、環境省、文部科学省、内閣官房、JETRO>
- ・ パリ協定も踏まえ、我が国における多様な低炭素技術を通じてSDGsの一つでもある全ての人々のエネルギーアクセス確保のため、我が国技術製品の普及を図る<経済産業省、外務省、環境省、財務省、JICA>
- ・ 日ASEAN交通連携の枠組みによる取組等<国土交通省>
 - ASEAN各国の専門家の連携による、国際的な道路網を支える舗装技術や過積載管理技術の共同研究
 - 港湾技術共同研究において、ASEAN各国のための「航路の維持管理ガイドライン」策定に向けた取組を実施

<新規>

- ・ SDGsの達成に向け、アジア地域における污水管理を一層促進するためのアジア污水管理パートナーシップを新たに設立し、各国の知見・経験を共有・蓄積し、各国に共通する課題解決に取組む<国土交通省、環境省>
- ・ 我が国の超小型衛星技術を活用し、人材育成とのパッケージにより、途上国に

おける衛星利用を安価に実現することにより、宇宙利用市場の開拓を図る。また、これにより得られる衛星等のデータを各国固有の社会・経済課題解決に用いることにより、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に貢献<内閣府宇宙開発戦略推進事務局、経済産業省>
等

(3) 「自由で開かれたインド太平洋戦略」等の下での第三国における関係国との連携

二国間の枠組みも活用し「自由で開かれたインド太平洋戦略」等の下で、関係国と連携し、質の高いインフラ整備等を通じた連結性強化により、第三国の経済社会基盤強化や地域の安定と繁栄に貢献する。

(具体的施策)

<推進中>

(米国)

- ・ 日米経済対話の下、第三国へのインフラ整備の共同推進<外務省、財務省、経済産業省、国土交通省、JBIC、NEXI、関係省庁>
 - JBICと米国海外民間投資公社(OPIC)間の業務協力に関する覚書に基づく第三国におけるインフラ整備
 - NEXIと米国海外民間投資公社(OPIC)間の業務協力に関する覚書に基づく第三国におけるインフラ整備
 - 経済産業省と米国貿易開発庁(USTDA)間の協力覚書に基づく第三国におけるエネルギーインフラ開発の支援等
 - 米国との間の交通インフラ分野における技術面での協力、交流の促進、企業間ビジネスネットワーキングの発展に向けた検討
 - 官民ラウンドテーブルの開催を通じた第三国インフラ整備の官民協力の推進
- ・ 日米経済対話の下、「日米戦略エネルギーパートナーシップ」に基づく日米両国の関係機関の連携<外務省、経済産業省、関係省庁>
 - 日米が連携してアジア各国のLNG受入基地等のインフラ整備や制度の構築を進め、プロジェクト組成につなげるとともに、アジア地域でのエネルギー安全保障の確保

(インド)

- ・ 「自由で開かれたインド太平洋戦略」とインドの「アクトイースト政策」との連携によるアジアからアフリカに至る連結性の強化<関係省庁>
 - アジア・アフリカ地域における日印ビジネス協力として、事業実施可能性調査等を活用したエネルギー分野等の日印協力プロジェクトの推進及び官

民間関係者による交流の場の創設について議論

- 第三国における連結性強化のための日印協力

(米国、インド)

- ・ 日米印協議の下での、インド太平洋地域におけるインフラ分野での協力の具体化<関係省庁>

(中国)

- ・ 第三国における日中民間経済協力<関係省庁>
 - 第三国における日中民間経済協力に関する覚書に基づき、日中ハイレベル経済対話の枠組みの下、省庁横断・官民合同による新たな委員会を設置するとともに、官民が一堂に集う新たなフォーラムを開催(第1回は総理訪中時に開催予定)。これらの枠組みの下、協力可能な具体的プロジェクトを議論・展開
 - 「日中省エネルギー・環境総合フォーラム」における、第三国市場協力分科会の新設及び日中民間企業のビジネスマッチングの促進

等

3. 我が国の技術・知見を活かしたインフラ投資の拡大

(1) ソフトインフラ

熾烈な国際競争を勝ち抜くには、我が国が優位性を持つ技術や知見・ノウハウの活用が不可欠であり、法制度整備や医療・保健・衛生、防災、食育、教育等幅広い分野を含む各種の制度構築・人材育成といったソフトインフラの海外展開に関する取り組みを一層充実させるとともに、ソフトインフラの支援からハードインフラの展開へとつなげる戦略的な取組が必要である。

①インフラ海外展開のためのビジネス環境整備

二国間協議等を通じ、法制度、インフラ関連制度、ファイナンス制度等、インフラビジネスの基礎となるビジネス環境を整備するため、日本人専門家派遣や研修等を通じた人材育成支援等を強化する。

(具体的施策)

<実施済>

- ・ 我が国企業の事業投資リスクの軽減に資するPPP制度の構築支援等の政策制度構築・改善支援、行政官育成事業、優良事業形成、ファイナンス制度構築支援等を実施<外務省、経済産業省、国土交通省、財務省、JICA、JBIC、NE XI>

<推進中>

- ・ 法制度整備支援(基本法・特別法・事業関連法の立法支援、法制度の運用に従事する専門家の人材育成支援、汚職防止等のガバナンスの強化等経済活動の基礎となる司法インフラの整備支援、知的財産制度の構築支援)等を実施<外務省、法務省、国土交通省、関係省庁、JICA>
- ・ 我が国のビジネス関係法令の高品質な英訳を迅速に作成し、これを法制度整備支援を展開する際に相手国ニーズに応じて提供するほか、このような英訳を海外に発信することを通じ、我が国企業が公平かつ公正な法の下で運営されている信頼性の高い存在であることを国際取引の相手方に印象付けるだけでなく、我が国法令が国際取引の準拠法として活用されることを促す等、我が国企業が国際競争力を強化する前提となる情報基盤を整備<法務省、関係省庁>
- ・ 我が国の技術やノウハウが適正に評価されること等を目的として、人材育成や実証事業を通じ、省エネ・環境等に関する我が国の制度・システム等の普及や、入札方法等に関する調達制度の整備、日本方式の工物品質・安全管理の導入、食品安全等に関する基準・規格・認証、安全規制等に関する制度構築・国際調和を支援<経済産業省、国土交通省、農林水産省>
- ・ 途上国の投資環境整備(資金協力(円借款、無償資金協力)、技術協力が一体となって、ハード(インフラ)・ソフト(制度・人材)両面を支援)<外務省、JICA>
- ・ 施工管理や安全管理に関する制度・ノウハウ等の整備支援<国土交通省>
- ・ APEC域内の各国・地域におけるインフラ開発・投資の関連制度等を対象に、「APECインフラ開発・投資ピアレビュー及び能力構築参照ガイド」に基づいたレビューを実施し、そのレビュー結果に基づいた能力構築支援等を実施<経済産業省>
- ・ 日系企業が直面する労使関係等の労務問題改善支援<厚生労働省>
- ・ 我が国特許庁審査官の派遣や人材育成・情報化支援・審査協力(特許審査ハイウェイの推進)により、途上国の知財環境整備を支援し、我が国企業の迅速な知的財産権取得を推進<経済産業省>
- ・ その他、本邦企業のビジネス環境整備
 - － 国際的な法的枠組みの整備・活用
 - 経済連携協定<外務省、経済産業省等>
 - 投資協定<外務省、経済産業省等>
 - 租税条約<外務省、財務省、経済産業省>
 - － 相手国における制度・執行体制の改善の働きかけ<外務省等>
- ・ 予防司法の枠組みを利用した日系企業のビジネス環境整備(経済連携協定・投資協定の活用等、法的紛争の予防のための関連法令・裁判例等の分析)に係る情報提供及び法的紛争への対応に関する知見等の提供による関係省庁への支援<法務省>

- ・ 経済協力対話やハイレベル会議等の開催。また当該機会を活用した、APEC 域内の各国・地域に対するピアレビュー及び調達担当者の能力構築の加速化に向けた働きかけ<外務省、経済産業省、国土交通省>

<新規>

- ・ 増加する国際的な企業間等の紛争解決が促進されるよう、我が国における国際仲裁の活性化をはじめとするビジネス環境整備の強化に向けた検討・取組を進めるため、海外の先端国際仲裁機関等から専門家を招へいた意見交換の実施、調査、ヒアリングを行うとともに、セミナーの開催等により広報・啓発を実施<法務省、関係省庁>

等

②国際標準の獲得と認証基盤の強化

省エネインフラ、ICTや次世代自動車等我が国が強みを有する技術・制度・ノウハウ等を「日本方式」として普及させ、その標準化を先導する。標準化の形態として、国際標準、国家標準、デファクト標準があるが、対象分野の特性や相手国での制度整備の状況を勘案し、ODA等を活用して戦略的に取り組む。また、本邦企業のビジネス環境整備のため、国際標準が重要な分野では、世界に通用する認証基盤の整備を国内で着実に進める。

(具体的施策)

<実施済>

- ・ スマートグリッド、制御セキュリティ等の分野において、国際認証基盤を整備するため、我が国認証機関の体制強化及び海外の認証機関との連携を強化。また、我が国製造業の海外展開に当たって、現地制度等への対応を円滑化できるよう、我が国認証機関の海外ビジネスを促進<経済産業省>

<推進中>

- ・ 我が国が強みを有する分野の国際標準について、国際機関(国際標準化機構、国際電気通信連合、国際電気標準会議、国際海事機関等)やアジア諸国の標準機関と連携し、各国への導入を促進<総務省、経済産業省、国土交通省>
- ・ 相手国の制度整備(基準、発注方式、安全・品質管理等、港湾物流に係る情報伝達の電子化(港湾EDIシステム等)・人材育成支援・国際機関(国連自動車基準調和世界フォーラム等)における連携等を通じて、我が国制度・技術の国際標準化、相手国でのデファクト・スタンダード獲得等を推進。加えて、我が国政府としてWTO/TBT協定(貿易の技術的障害に関する協定)を活用し、他国の制度が国際貿易に不必要な障害をもたらすことのないようにすることを確保<国土交通省、経済産業省、外務省、JICA>

- ・日本が強みを持つ環境性能、ライフサイクルコスト、緻密なマネジメント、省エネ・環境と両立したBCP等のリスク対応、運転技術等の優位性・信頼性に対する相手国の理解を促進し、省エネ・環境・安全等に関する我が国の制度・システム等の普及とともに、アジア地域における環境影響評価の法整備等の支援、及び各国の環境影響評価に関するガイドブック作成を通じて途上国におけるビジネス環境整備を促進<経済産業省、国土交通省、環境省、外務省、JICA>
 - ・我が国企業の標準化や海外における権利取得を含めた知財マネジメント構築に向けた支援<経済産業省>
 - ・車載用蓄電池等次世代自動車の分野において、共通基盤となる試験方法、安全性評価基準等の調査・開発やそれら試験方法や基準への適合性評価の手法について、開発・実証を行う<経済産業省>
 - ・無償資金協力による日本製品・機材・システムの整備や、日本方式導入のための技術協力を通じた「日本方式」の普及・促進<外務省・JICA>
 - ・水分野では初の幹事国となった、「水の再利用」に関するISO専門委員会(TC 282)において、我が国が主導して国際標準化を推進<国土交通省>
 - ・高速鉄道をはじめ、都市鉄道、交通系ICカード等「日本方式」の鉄道技術の普及に向けた啓発活動や協力活動を民間企業等と連携して実施<国土交通省>
 - ・日本方式の地デジ(ISDB-T)を採用した国々に対して、引き続き地デジを核として日本で培われたICT・サービス(防災ICT、光ファイバ等)の国際的な普及に向けた啓発・協力等の活動を民間企業等と連携して重点的に実施<総務省>
 - ・我が国の質の高いコールドチェーン物流システムの国際標準化と、アジアへの国際標準の普及により、我が国物流事業者のアジアへの海外展開を支援するとともに、農水産業をはじめとする、温度や鮮度が重要な我が国産業の輸出力の強化にも貢献<国土交通省、経済産業省>
 - ・ASEAN地域に適した浄化槽の標準化を目指し、製品仕様の現地化、公正な性能評価スキームの社会実装等を目指した研究プロジェクトを産官学の連携により実施<環境省>
 - ・「LNGを船舶燃料として開発するための協力に関する覚書(10カ国11者の港湾当局間にて署名)」に基づき、LNGバンカリングに関する基準等の調和を図り、LNGバンカリング拠点港湾の国際的なネットワークを構築<国土交通省>
- 等

③グローバル人材の育成及び人的ネットワーク構築

インフラ関連分野において、日本経済をけん引する世界規模のグローバルメジャー企業、さらに特定分野でなくてはならない存在感を発揮するグローバルニッチトップ企業を生み出し、それを支えるグローバル人材の育成に官民を挙げて取り組むとともに、相手国との人的ネットワーク構築支援を強化する。

また、これまでの人材育成支援により、AOTS等の各省庁で実施している研修、留学生招へいスキームのOBによる同窓会や泰日工業大学のような親日的なネットワークが世界に構築されており、こうしたネットワークを更に強化しその有効活用を推進していく。

さらに、我が国の強みである、ハード整備と合わせた整備・運営・維持管理等に必要な人材育成に対する海外からの要望増加に的確に対応し、また、都市開発・地域開発や交通渋滞・交通安全対策、環境・省エネルギー等の横断的な課題解決の要請にも対応できるよう、高等専門学校を始めとする日本の教育システムへの理解の促進や海外展開等も通じて、インフラ整備等にも資する「産業人材育成協力イニシアティブ」を包括的に実施し、オールジャパン体制で戦略的な支援を行う等、人材育成支援に関する取組を強化する。

(具体的施策)

<推進中>

- ・ 途上国への教育協力(優秀な外国人留学生の戦略的な受入れや高等教育機関の充実強化を中心に、中長期的視点から途上国におけるインフラ関連人材も含めた人材育成を支援) <文部科学省、外務省、JICA>
- ・ 小・中・高等学校を通じた英語教育の強化、スーパーグローバルハイスクールの整備、スーパーグローバル大学創成支援、官民が協力した海外留学支援制度、国際バカロレアの推進等を通じたグローバル人材の育成 <文部科学省>
- ・ 産官学の連携による相手国政府や大学等の要請に対する高等教育協力の新たな枠組の構築(国内大学等による教育協力への支援) <文部科学省>
- ・ 高等専門学校による、留学生等の受入れ、教職員派遣、機関間交流等を盛り込んだインフラシステム展開のパッケージ作りを強化するとともに、関係省庁との連携を通じ、相互の人材育成ツールを有効に活用 <文部科学省、関係省庁、JICA>
- ・ 上記のほか、大学や研究機関においても同様の施策を実施 <文部科学省、関係省庁、JICA>
- ・ 本邦企業のニーズと途上国側のニーズをマッチングさせ、本邦企業と連携したボランティア(民間連携ボランティア)派遣等により、企業のグローバル人材育成を支援・推進 <外務省、JICA>
- ・ 新興国の外国人学生等の日本企業におけるインターンシップ受入れ支援を通じ、我が国企業と共に母国の課題を解決したいと考えている新興国人材を育成 <経済産業省>
- ・ 日系企業の現地拠点におけるインフラの設計、運転・保守管理等の幅広い実務に携わる現地人材の育成を支援することで、我が国企業のインフラ整備の現地化を支援 <経済産業省>
- ・ インフラの整備・運営・維持管理に必要な人材育成・活用のための仕組み作り

(現地への実習生派遣等の我が国人材の育成支援、技能実習生の現地での事前研修、留学生や現地人材等の我が国事業者とのマッチングや研修の実施等)〈国土交通省、外務省、JICA〉

- ・ インフラ導入に必要な安全規制等に関する制度構築支援の前提となる包括的な人材育成・強化支援〈経済産業省〉
- ・ 相手国キーパーソンの訪日研修〈総務省、外務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、JICA、JETRO〉
- ・ 相手国の政府系機関等への日本人専門家派遣〈総務省、外務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、JICA、JETRO〉
- ・ 我が国の法的サービスを担う法曹有資格者の海外展開を促進するための調査研究を実施〈法務省〉
- ・ 途上国等の大学における官民連携による寄附講座の開設、相手国への専門家派遣や研修員の受入れ、招聘等を通じ、日本の食関連産業の海外展開を支える相手国の人材を育成〈農林水産省〉
- ・ 日本での研修を「日本方式インフラの(将来の)顧客に対する営業活動の一環」とも位置付け、研修の中でインフラに関する日本的価値観(安心、安全、快適等)への理解を深めるとともに、歴史・文化等含めた多面的な日本理解促進、親日観の醸成を強化〈外務省、経済産業省、文部科学省、総務省、JICA〉
- ・ 訪日経験を持つ相手国キーパーソンや元日本留学生、元HIDA・AOTS研修生等、親日家グループの組織化及び維持・活性化を進め、新たなビジネスの創造を支援・促進するための支援強化〈外務省、経済産業省、文部科学省、総務省、国土交通省、JICA〉
- ・ 個別案件の獲得を念頭においた、政府間の合意に基づく官民連携した研修の実施・支援〈国土交通省、外務省、JICA〉
- ・ 質の高いインフラ整備に必要となる諸外国の幅広い人材育成に戦略的に貢献するため、高等専門学校について以下の施策を実施〈文部科学省、外務省、JICA〉
 - 国立高等専門学校機構内に国際企画課を設置し、組織的・戦略的な海外展開を推進
 - 海外向けの広報資料を作成し、広報を強化。また、研修や視察に係る招聘を実施
 - 高等専門学校の教育システムの導入に強い関心がある国(タイ、モンゴル、ベトナム)に、現地で高等専門学校教育の導入を支援するための海外拠点(国立高等専門学校機構)を設置
- ・ 高等専門学校の教育システムを始め諸外国のインフラ事業に携わる人材育成に貢献する日本型教育の海外展開を推進するため官民協働プラットフォームを立ち上げ、トップセールスや海外見本市への出展等による戦略的PR、諸外国のニーズと国内機関・事業者のシーズをマッチングする取組を実施〈文部科学

省、外務省、経済産業省、JICA、JETRO>

- ・インフラシステム輸出、海外市場獲得のための戦略的取組として、日本語研修の充実、日本社会・文化の理解促進のための研修・視察の拡充、研修員に対する適切な待遇の確保を始め、JICA研修事業の基盤を質量両面で拡充・強化することを通じ、開発途上国において、「日本ブランド」を活かした産業人材育成支援及び知日派・親日派の育成とネットワーク強化<外務省、JICA>
- ・TICAD産業人材育成センターやJICAの日本人材開発センターを始めとする開発途上国の産業人材育成に向けた拠点拡充を検討<外務省、JICA>
- ・我が国企業が即戦力となる新卒人材を優先的に獲得できる仕組みを構築するため、現地大学等への講座設置等を支援。さらに、我が国企業のグローバル・バリューチェーン構築に必要な現地パートナー企業の人材確保・育成、インフラを企画するキーパーソンや設計エンジニアリングを担う人材の育成を支援<経済産業省>
- ・人材育成・制度構築支援の取組を強化<国土交通省>
 - 交通渋滞や環境問題等の大量輸送に伴う課題等を抱える国との間で我が国の経験を共有
 - 同一の相手国からの複数の分野にわたる人材育成・制度構築支援の要請に対して、一体的、整合的に対応
 - 同等の開発段階にある国々からの人材育成・制度構築支援の要請に対して、一体的、効果的に対応
 - 我が国企業がグローバルに対応した企業体質を構築し、強力な海外戦略を打ち出せるよう、JICAや政策研究大学院大学等と連携
- ・我が国ICTシステムへの理解・親和性を高め、本邦企業の受注機会増大を図るため、JICA等関係機関とも連携し、ICT人材育成(訪日招聘研修、技術協力、専門家派遣等)を戦略的に実施<総務省、外務省、JICA>

<新規>

- ・今後市場拡大の見込まれるアジアをはじめとした国々へのEdTech等民間教育サービスの海外展開支援を官民連携にて実施<経済産業省>
- ・アジア諸国で日本語を学ぶ優秀な高校生を日本に招聘するアジア高校生架け橋プロジェクトの実施<文部科学省>
- ・「日タイ産業人材育成協カイニシアティブ」に基づき、タイのサイエンスハイスクールの学生を国立高等専門学校に受け入れる取組を実施<文部科学省>
等

(2) 先進的な技術・知見の展開、実証や研究開発等を通じた貢献

我が国が優位性を持つ技術や知見・ノウハウを相手国の課題解決に積極的に活用するため、脱炭素化技術、省エネ技術、IoT、AI等の高度なICT等の技術・知見の実証、研究開発を促進し、それらの技術の社会実装を通じた国際貢献を行う。

①先進的な低炭素技術の海外展開支援

高効率火力発電、原子力発電、次世代自動車や低炭素都市づくり等我が国の先進的な低炭素技術、途上国支援とイノベーションから「美しい星へ行動2.0 (Actions for Cool Earth (ACE2.0))」を着実に実施し、途上国の経済成長と温室効果ガスの削減に貢献するとともに、我が国が比較優位を有するインフラの海外展開を促進し、地球温暖化対策における国際標準の獲得につなげる。

また、新興国を中心とするエネルギー需要の増加に加え、シェール革命や再生可能エネルギーの大幅なコスト低下により、世界のエネルギー需給構造は大きく変化。特にパリ協定の発効は、各国の低炭素化に向けたエネルギー転換を加速している。このため、我が国の幅広い技術・経験を活かし、各国の様々なニーズを踏まえ、インフラや人材づくりの面から各国のエネルギー転換を支援する。特に、再エネ・水素等の低炭素型のインフラ技術を核に、世界をリードできる強力な官民の連携体制を構築する。

(具体的施策)

<推進中>

- ・ ODA等の公的資金の戦略的活用を通じた我が国の低炭素技術・インフラの海外展開<外務省、財務省、経済産業省、JICA、JBIC>
- ・ 再生可能エネルギー関連の海外投資への公的金融の積極活用<外務省、財務省、経済産業省、JBIC>
- ・ JCMを通じて、途上国における再生可能エネルギーや省エネ等優れた温室効果ガス排出削減技術・インフラ等を普及させるため、実証事業や設備補助事業の着実な推進、JBICやNEXIと連携したJCM特別金融スキーム、アジア開発銀行(ADB)等が支援するプロジェクトと連携しつつ排出削減を行うプロジェクトを支援するための基金の設置、都市の低炭素化を支援<外務省、経済産業省、環境省>
- ・ APEC環境物品リストに掲載された54品目の関税削減実現に向けたAPECにおける未履行エコノミーへの働きかけ、及び環境保護・気候変動対策に貢献する物品の自由貿易を促進するWTO環境物品協定(EGA)交渉の早期再開・妥協を通じた、アジア太平洋地域への我が国の環境技術・製品の海外展開<経済産業省、外務省、環境省>
- ・ 国際機関(UNIDO)との連携による我が国低炭素インフラ技術の実証・普及及びJCM導入の促進<経済産業省、環境省>
- ・ 先進的な環境技術の戦略的国際展開(国際機関における国際基準等の策定主導や環境ラベル等の国際整合化により、我が国の技術・製品等の普及促進を行う)<国土交通省、環境省>
- ・ 原子力発電に関する協力に当たっては、核不拡散や、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係等を総合的に勘案し、個別具体的

に検討した上で、原子力協定の締結を推進<外務省>

- ・ パリ協定を踏まえ、世界の脱炭素化をリードしていくため、相手国のニーズに応じ、再生可能エネルギーや水素等も含め、CO2排出削減に資するあらゆる選択肢を相手国に提案し、「低炭素型インフラ輸出」を積極的に推進。その中で、エネルギー安全保障及び経済性の観点から石炭をエネルギー源として選択せざるを得ないような国に限り、相手国から、我が国の高効率石炭火力発電への要請があった場合には、OECDルールも踏まえつつ、相手国のエネルギー政策や気候変動対策と整合的な形で、原則、世界最新鋭である超々臨界圧(USC)以上の発電設備について導入を支援<経済産業省、外務省、財務省、内閣官房、J BIC>
- ・ リスクの高い地熱開発に関する協力に当たっては、アフリカ大陸をはじめとする世界の膨大な地熱資源に対し、世界トップクラスにある探査技術やプラント技術を活用し、更なる技術革新を促進しつつ、途上国を中心とした地熱開発に貢献していくため、マスタープラン作成から探査、試掘調査、掘削、プラント建設まで資金面を含め支援<経済産業省、外務省、JICA>
- ・ 途上国で深刻な問題となっている廃棄物問題解決と温室効果ガス排出削減の同時実現に資する廃棄物発電技術の導入推進のため、ガイドラインの作成支援やモデル的な都市の支援、適切なビジネスモデルの確立、標準的な入札仕様書作成等をパッケージとして提供<環境省>
- ・ 各国のエネルギー事情の情報収集やエネルギー政策対話等を通じて、東南アジアを中心とする新興国のエネルギーマスタープラン策定を支援し、相手国の状況に応じた「エネルギー転換」を支援<経済産業省、外務省、環境省、JICA>
- ・ 空港インフラにおいて、日ASEAN連携活動も活用しつつ、エコエアポート案件形成を推進し、本邦企業が有する環境技術の導入を図る<国土交通省>
- ・ 海事分野において、ASEAN地域における船舶からのCO2等温室効果ガス削減に貢献するため、我が国の造船・船用工業が有する優れた省エネ技術を活かし、同地域における低環境負荷船の普及促進に向けた協力を実施<国土交通省>

<新規>

- ・ 脱炭素化実現の鍵であり、我が国が世界最先端の技術を有する水素について、その供給コスト低減に向け、運輸・発電等での水素需要拡大、褐炭等の海外の未利用エネルギーを活用した国際水素サプライチェーンの構築を推進<経済産業省>
- ・ 我が国における低炭素化への貢献と新規産業の国際市場開拓のポテンシャルを有する、新たなCO2フリー燃料としてのアンモニアの直接利用技術の開発およびCO2フリーアンモニアバリューチェーン構築に向けた海外との情報交換、調査等をグリーンアンモニアコンソーシアムを中心に実施<内閣府>

- ・ 蓄電池システムの実証試験、CCUS(CO2回収・利用・貯留)の研究・実証の推進<経済産業省、環境省>等

②IoT、AIなど高度なICT利活用によるインフラの競争力強化

我が国ICTの特徴・強み(技術力の高さ、人材育成協力等)を活かしたインフラへのICT利活用を推進し、サービス向上や維持管理の更なる効率化・高度化を図り、質の高いインフラ投資へつなげていく。

また、目まぐるしく変化する国際競争における課題や全世界的に進行中のインフラ分野における技術革新に的確に対応するため、IoT(モノのインターネット)、AI(人工知能)等の高度なICTの活用や地域発のイノベーションの展開も念頭に、海外展開に積極的な自治体との連携やICTによる課題解決モデルの海外展開を積極的に推進する。

(具体的施策)

<推進中>

- ・ インフラへのICTの活用が期待される分野(防災、医療等)について、相手国のニーズを発掘するとともに、実証事業の実施等を含め積極的に支援<総務省>
- ・ G7香川・高松情報通信大臣会合及びその後のG7、G20等における関連会合の成果等を踏まえ、我が国ICTの特徴・強みを活かしたIoT、AI等の高度なICT展開等を推進するための国際連携・国際協力を推進<総務省、経済産業省>
- ・ IoT推進コンソーシアム等を活用し、実証事業の実施等我が国の高度なICTの展開等に向けた国際連携・国際協力を官民一体となって推進<総務省、経済産業省>
- ・ 面的な開発を行うものや広域・中長期にわたる大規模プロジェクトについて、政府間対話等を通じた上流段階からの関与による日本方式の地デジや防災ICT、医療ICT、衛星、セキュリティ、無線システム等の我が国の先進的なICTシステムの積極的な組み込みを通じた競争力の強化を図るとともに、広域的複数国による国際フォーラムの開催によるICTシステムの面的展開を推進<総務省>
- ・ 中南米各国において取組が進むデジタル網整備やこれを活用した教育、医療、防災、防犯、スマートシティ等の各分野でのアプリケーションに係る政策ノウハウ、維持管理技術、人材育成等を組み合わせた展開を促進。その際地域での共通課題、解決方策にかかる連携を強化し展開<総務省>
- ・ 海運のインフラについては、ICTを活用した先進船舶による海運の生産性向上の取組(i-Shipping)を推進。鉄道については、IoT(モノのインターネット)、AI(人工知能)、センサー等の情報通信技術の進展やビッグデータの活用等の新たな

技術を活用した展開に向けた取組を推進。港湾については、AI、IoT、自動化技術を組み合わせ、世界最高水準の生産性を有し、労働環境の良い「AIターミナル」の実現を図り、将来的には、「AIターミナル」の技術とインフラ整備をパッケージ化し、海外展開を推進<国土交通省>

- ・ ICT等を活用した建設現場の生産性向上を目指す i-Construction の取組の海外展開を推進<国土交通省>
- ・ 新技術を用いたビジネスモデルの構築や外国企業と連携した実証実験実施への支援<国土交通省>
- ・ スマートシティの分野において、地方公共団体や我が国企業が有するIoTを活用した都市ソリューションの国際展開を促進<JETRO>

<新規>

- ・ 防災、医療、交通、農業、スマートシティ、インフラ管理等の様々な分野において、IoTやAI等の高度なICTを通じたデータ利活用型のインフラシステムの展開を促進。その際、我が国の地域における課題の解決に資するICT課題解決モデルの海外展開やSDGsの達成への貢献を意識した取組を推進<総務省>
- ・ 5Gや生産現場の無線化等、無線に関する最先端の研究開発や国際標準化の取組を通じ、将来のIoT社会の基盤構築をグローバルに推進し、IoTやAI等の高度なICTを通じたインフラシステムの一層の展開に資するような環境整備を推進<総務省>
- ・ 自治体が各国と有する連携関係等を活用し、IoTやAI等の高度なICTを含め、我が国の質の高いICTインフラのアピールを官民一体で推進<総務省>
等

③インフラ案件の面的・広域的な取組への支援

臨海部の産業立地と基礎インフラを併せて開発した我が国の経験等を活用しながら、広域開発プロジェクトにおける日本の経験や技術、実績のPR等を通じて、都市基盤、産業基盤、それらを結ぶ交通基盤を含めた総合的な「面的開発」へ案件形成を含め積極的に関与する。

また、相手国の開発計画、政策の基本方針等、「最上流」の段階からの相手国政府との連携や政策対話の実施、民間セクター、地方自治体等とも連携したマスタープランの適切な見直しや作成等、我が国の「質の高いインフラ投資」の要素を盛り込むための働きかけを行う。

これらを通じて、我が国の技術・ノウハウが適正に評価される環境を整備し、我が国企業によるインフラ受注の効率的かつ効果的な実現を進める。

(具体的施策)

<推進中>

- ・ 広域開発事業に早期から関与し、政策対話等による投資環境改善や、制度整備支援、円借款のセクターローンやプログラムローン、海外投融資等の戦略的活用により、我が国企業の活動拠点整備等を推進<外務省、財務省、経済産業省>
- ・ 途上国の要請に基づき、相手国の国土・地域開発に必要な総合的マスタープランの策定や制度整備等の支援を通じて、我が国の技術が適正に評価される環境を整備。また、東アジア・ASEAN経済研究センター(ERIA)等の国際機関と連携し、国境をまたぐ地域開発計画策定にも関与<経済産業省、外務省、財務省、国土交通省、内閣府宇宙開発戦略事務局、JICA、JBIC>
- ・ 民間セクターと連携したマスタープラン作成(民間セクター、地方自治体等とも連携の上、我が国企業受注推進の工夫を図りつつ、インフラ開発に係るマスタープランを作成)<外務省、JICA>
- ・ 高速・都市鉄道等の交通インフラと周辺開発との組み合わせや、基盤インフラ整備と都市開発の組み合わせ、臨海部の産業立地と港湾インフラ等を一体的に開発する産業立地型港湾開発など面的プロジェクトの形成に加え、鉄道駅構内での営業、相手国への観光振興への協力等を含めた総合的な提案の実施<国土交通省、外務省、JICA、JOIN>
- ・ 交通渋滞等の課題については、適切な道路網の整備が必要であるほか、駐車場の整備、道路交通情報の提供、公共交通の整備等、ハード・ソフトを合わせた総合的な対策が必要であり、こうした点を踏まえ、相手国に適切な提案を実施<国土交通省>
- ・ 都市開発分野において、渋滞、大気・水質汚染等の都市問題に対応する中で蓄積されてきたノウハウ・経験を活かし、環境共生型都市開発の海外展開を推進<国土交通省>

<新規>

- ・ 成長著しいASEAN諸国等において、国家・都市圏レベルでの適切な国土計画、地域開発計画、マスタープランの見直しに向けた提案・支援及び整備手法の提案<国土交通省、経済産業省>
- ・ 開発途上国等に、我が国が高度経済成長期に蓄積した住宅供給関連制度やノウハウ等を提供<国土交通省>
等

④防災先進国としての経験・技術を活用した防災主流化の主導、気候変動対応

幾多の災害を経験した我が国は、防災の重要性を世界に訴える責務がある。平成 27 年には、仙台で第3回国連防災世界会議が開催されるとともに、持続可能な開発のための 2030 アジェンダが策定され、12 月には国連総会において、我が国主

導で「世界津波の日」を制定。平成 29 年 12 月の「アジア太平洋サミット」では災害リスク低減のための事前投資の必要性が共有され、平成 30 年3月の「世界水フォーラム」では水・防災分野への投資の重要性が各機関から発信された。今後我が国が世界に対し、開発政策に防災の観点を取り入れるといった「防災の主流化」を主導していく。

また、今後とも拡大する世界の防災市場において、国際援助機関等とも連携しつつ我が国防災技術の積極的な広報を展開し、ODA等を活用して我が国の防災技術・ノウハウを普及させることで、防災インフラの海外展開につなげる。

さらに近年は、気候変動による自然災害等の被害も顕在化し、それらの対応も必要となっている。

(具体的施策)

<実施済>

- ・ 円借款における「防災」分野での譲許性の引き上げとSTEP適用分野への防災システム・防災機器の追加<外務省、財務省、経済産業省、JICA>
- ・ 我が国と世界銀行が途上国の防災への取組を後押しする新たな防災共同プログラムを立ち上げ、同プログラムの設計・実施支援や知識・広報活動の拠点として、世界銀行東京事務所に東京防災ハブを設立<財務省>
- ・ 日ASEAN交通連携の枠組みを通じて実施している港湾技術共同研究においてASEAN諸国のための「港湾防災ガイドライン」を策定。<国土交通省>
- ・ ベトナムにおいて、日本のノウハウを活かした災害に強い都市開発の可能性を検討<国土交通省>

<推進中>

- ・ ODAの戦略的活用等を通じた途上国における防災分野の取組支援を通じた我が国の防災技術等の普及<外務省、財務省、JICA>
- ・ 自然災害の多発するASEAN地域等を対象に、我が国の優位性を活かした防災分野における案件発掘、形成の推進<国土交通省、外務省、経済産業省、JICA>
- ・ 我が国の防災技術の海外展開に向けた国別の防災協働対話の展開<国土交通省>
- ・ 日本方式の地デジをはじめとする先進的なICTシステムと消防などの防災システムを組み合わせ、新興国等において我が国の経験・技術、ノウハウを海外展開<総務省、外務省、JICA>
- ・ 急激な都市化や経済発展に伴い大規模ビルや石油コンビナート等における火災や爆発のリスクが増大している新興国等に対して、火災予防制度、消防用設備、消防車両、資機材等を海外展開<総務省、外務省、JICA>
- ・ 産学官の連携による「日本防災プラットフォーム」の立ち上げ及び同プラットフォームを通じた防災インフラ・製品の海外展開をの促進<国土交通省>

- ・ 紛争・災害からの復旧・復興フェーズに迅速かつ柔軟に対応するための復旧・復興支援プログラム無償の運用を開始(フィリピン、ネパール及びヨルダン)＜外務省、JICA＞
 - ・ フィリピンとの協議やワークショップ等の開催により、フィリピンと防災分野での協力を促進＜外務省、JICA、総務省、国土交通省＞
 - ・ 世銀を始めとした国際援助機関等と連携したセミナー開催等を通じた、我が国の防災技術の周知活動を促進＜国土交通省＞
 - ・ 国際連合に働きかける等、日本の防災体制、予算制度をモデルとする「防災の主流化」を推進することにより、日本の防災技術の展開や防災インフラ、関連施設の普及を支援＜国土交通省＞
 - ・ 防災インフラ輸出の相手国政府に質の高い防災インフラを整備・管理するための法制や体制を移転し、インフラ整備のノウハウを有する日本企業の活躍の場を形成＜国土交通省＞
 - ・ 災害発生時に救援・復旧支援活動を行う国際電気通信連合(ITU)において、日本のICT防災システムを被災地でITUが活用又はITUから被災地に貸し出すことにより、その質の高さをITU及び被災国で明らかにするとともに、ITUを通じて加盟国に対して広報＜総務省＞
 - ・ アジア太平洋地域において近年顕在化しつつある気候変動の影響による自然災害等の被害を回避・軽減する、適応策の立案・実施を支援するため、科学的知見に基づいた適応の情報基盤(アジア太平洋気候変動適応プラットフォーム(AP-PLAT))を整備し、気候リスクに対応する防災等の適応ビジネスの展開を促進＜環境省、外務省＞
- 等

(3) 事業投資拡大に向けた支援

価格競争力の強化、膨大な需要に対応するための製造・設計キャパシティの増強、インフラ導入国における国内生産品の優遇や使用を推奨する政策への適応等が必要であり、これらに対処するため、インフラシステム導入国等での現地生産を行うことも視野にいれていくことが有効であることから、現地日系企業の生産能力等増強のための人材育成や、相手国のインフラ関係者の評価能力等向上について、支援を更に強化する。

また、我が国企業がグローバル企業として更に進化していくことが重要であり、異業種との連携強化、事業推進体制の強化、政府間対話等を通じた相手国政府との関係強化、法制度等ビジネス環境整備等と併せて、公的金融による資金調達支援、現地人材の育成支援を通じ、我が国企業の競争力強化を図る。

一方、案件受注後において、許認可や土地収用等の遅れ、代金の未払い等様々な課題が発生し案件の進捗や運営に影響を及ぼすこともあり、我が国企業だけの解決が困難な場合も多い。関係省庁、現地大使館等と連携し、相手方政府

との対話等を通じた問題解決等、受注後の継続的な支援や、現地海外における安全対策等を通じた安全確保についても事業投資拡大に向けた支援として重要である。

(具体的施策)

<推進中>

- ・ 我が国企業の現地生産拠点における製造、設計、運営、保守、管理等に携わる現地中核人材の育成を支援<経済産業省>
- ・ 我が国企業のグローバル企業への進化を支援するため、下記の施策を実施<国土交通省>
 - 未だインフラ海外展開していない企業の海外進出について、国内事業者向けセミナー等を開催し、ベストプラクティスの紹介や海外展開に係る知見を共有すること等により、我が国企業のグローバル化を支援
 - 民間企業の参画のための適切な事業スキーム、官民の適切なリスクシェアリング等について、相手国の理解を醸成するセミナーを開催
 - 我が国インフラ海外展開の強みとなる高い技術力やプロジェクトマネジメント力、施工時の環境・安全面への配慮、人材育成・技術支援力、制度構築支援力、総合的なファイナンス力の更なる強化を図るとともに、相手国に即したこれらのカスタマイズの推進に加え、複数企業の参入促進による価格競争力の強化
- ・ 急速に拡大する海外需要に対応した我が国企業の生産能力を継続的に確保するための連携強化。特に鉄道分野において、海外向け車両の仕様の検証、国内認証機関の充実、我が国技術の国際標準化、内外メーカーとの連携等を推進<経済産業省、国土交通省>
- ・ 海外建設・安全対策ホットライン、事業者ヒアリング、業界団体や道路、水、港湾、エコシティ、鉄道、航空、防災等の分野ごとの官民連携協議会、在外公館等からの情報を活用し、迅速に問題を把握<国土交通省>
- ・ 在外公館等とも連携しつつ、政務の現地訪問や先方政府の要人との会談の機会にトップクレームを行う等により、事態の収拾に向けた努力や相手国の理解を求める働きかけを推進<外務省・国土交通省>
- ・ 契約者と受注日系企業との間でしばしば発生する契約上のトラブルへの対応<国土交通省、経済産業省、関係省庁>
- ・ 経済連携協定や投資保護協定の枠組み、二国間会議の場の活用による、課題解決とビジネス環境の整備を図る<外務省、財務省、経済産業省、国土交通省>
- ・ 平成 28 年7月のダッカ襲撃テロ事件を受け、外務大臣の下に設置した「国際協力事業安全対策会議」の最終報告を踏まえ、今後も、日本がテロに屈することなくインフラ輸出を始めとする開発協力を継続していくためにも、国際協力事

業関係者・NGOの安全確保に向けた新たな安全対策を着実に実施。また、「安全対策研修・訓練」等の新たな安全対策による周知徹底や官民連携して取り組むための体制強化を実施<外務省、JICA、関係省庁、関係機関>

- ・平成28年8月に公表した『在外邦人の安全対策強化に係る提言』点検報告書を踏まえ、「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」の立ち上げ、「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」の制作・配布等、中堅・中小企業関係者を含む在外邦人全般の安全対策についても着実に実施<外務省、JICA、関係省庁、関係機関>
- ・途上国に対するテロ対策・治安能力構築支援を通じ、現地の治安・安全状況を改善<外務省、JICA>

<新規>

- ・海外建設・安全対策ホットラインの活用や安全に関するセミナーの開催、業界団体との意見交換の場の設置等により、案件の受注後に発生する問題に対しても対応できる体制を整備するとともに、危機管理・安全対策についても我が国企業が安心して海外事業を展開できるよう支援<国土交通省>等

4. 幅広いインフラ分野への取組み

(1) 新たなインフラ分野への展開

日本の医療技術・サービスと医療機器等の国際展開や、我が国の効率的な農業インフラシステム等の海外展開、宇宙システムの活用による資源探査や国土管理、海洋インフラ技術を活用した海洋鉱物資源や再生可能エネルギーの開発及び海洋空間利用、政策協力と一体となった循環産業の国際展開、クールジャパン戦略との連携、上下水道分野及び廃棄物分野における地方自治体との協働等、新たなフロンティアとなる分野での展開を経済協力の政策支援ツールも活用して支援する。

(具体的施策)

<実施済>

- ・円借款における「保健・医療」分野での譲許性の引き上げとSTEP適用分野への医療機器の追加<外務省、財務省、経済産業省、JICA>

<推進中>

①医療分野

- ・一般社団法人MEJ(Medical Excellence Japan)やJETRO等を通じた我が国の医療技術・サービスの海外展開の促進や現地人材の育成支援を通じた医療機器の海外における販路開拓及びメンテナンス体制強化の推進<内閣官房、経

済産業省、厚生労働省、外務省、文部科学省＞

- ・ 日本発の医薬品・医療機器等を国際的な医療協力等も通じて、保健制度・医療技術・医療・介護サービス等と一体的に海外に展開（アジアにおける医薬品の研究開発、製造、流通、安全規制等の基盤整備、人材交流を通じた規制・制度の国際調和や、官民拠出による開発途上国向け医薬品研究開発の促進、WHOへの貢献やASEAN・その他加盟国等の新興国との二国間協力、国内外における商談機会の充実を通じた国際展開等を行う。）＜内閣官房、厚生労働省、外務省、経済産業省、文部科学省、財務省、JICA、JBIC、NEXI、JETRO＞
- ・ アジア健康構想の下、我が国の医療、介護（自立支援・重度化防止）、予防、健康等に関連するヘルスケア産業等の海外展開、海外の人材育成・受入れ及び日本語習得環境整備を支援＜内閣官房、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省＞
- ・ 各国の保健当局間の関係樹立を通じた医療・保健協力を図る。各国への協力内容としては、1)医療技術、医薬品や医療機器に関する人材育成、2)日本の経験や知見を活かした相手国の医療・保険分野の政策形成支援（公的医療保険制度等）、3)薬事規制のノウハウの移転等による相手国の医薬品等へのアクセス向上等を含め、パッケージ輸出で、医療の国際展開を推進＜厚生労働省、内閣官房＞
- ・ 供与した機材の有効活用や我が国企業の国際展開促進の観点から、維持管理サービスやスペアパーツ等も無償資金協力の対象として供与＜外務省、JICA＞

②農業・食品分野

- ・ 先進技術を活用した効率的な農業インフラ、高度な食品製造システム、コールドチェーン等の高品質な物流システム、日本食・食文化の普及、UPOV 条約に則した植物品種保護システムの構築等を組み合わせた食のインフラシステムの輸出やそれらを活用したフードバリューチェーンの構築を推進。特に、コールドチェーン等のフードバリューチェーンの川下部分の整備を促進することで、日本産食材の輸出にも貢献＜農林水産省、関係省庁、JICA、JBIC、NEXI、JETRO、JOIN＞
- ・ 国民への食料の安定供給のため、世界全体の農業生産の増大、農業投資の増大とともに、必要な輸入については、その安定化、多角化を図る観点から、官民連携により、中南米等を対象に、大豆やトウモロコシ等の調達の取組の強化や我が国からの海外農業投資を促進するための方策を検討＜農林水産省、外務省、NEXI＞

③宇宙分野

- ・宇宙分野における政府及び民間関係者で構成する「宇宙システム海外展開タスクフォース」を通じて、我が国が強みを有する宇宙システムの輸出等、官民一体となって商業宇宙市場の開拓に取り組むとともに、宇宙分野における開発途上国に対する能力構築支援の基本方針に基づき、宇宙システム海外展開を推進（社会実証、ODAを含む公的資金等を活用し、衛星システムと共に、利用システム、人材育成、宇宙機関設立等の支援により一体的な宇宙システムの海外展開を推進）＜内閣府宇宙開発戦略推進事務局、外務省、経済産業省、文部科学省、総務省、財務省、JICA、JBIC、NEXI、JETRO、関係省庁＞
- ・アジア太平洋地域において我が国が整備を進める準天頂衛星システムの利活用を促進し、日本の測位システム方式を普及すべく、アジア太平洋諸国と共に準天頂衛星システム・アジア太平洋ラウンドテーブルや二国間対話を実施するとともに、日本の測位システム方式普及に向けた電子基準点の設置や運用支援等の取組を着実に推進＜内閣府宇宙開発戦略推進事務局、国土交通省、経済産業省、総務省＞
- ・我が国の地球観測衛星及びデータ技術を活用し、防災や海洋等、個々のニーズに応じて、アプリケーションと一体となったデータインフラの展開を推進＜内閣府宇宙開発戦略推進事務局＞
- ・官民連携による海外の各種展示会への出展、海外の大手宇宙関連企業と我が国のコンポーネント・部品・素材企業との交流推進＜経済産業省、JETRO＞
- ・東アジア・ASEAN経済研究センター（ERIA）の提言等を踏まえ、宇宙システム海外展開タスクフォースを通じ、ASEAN地域における宇宙・地理空間システムを活用した強靱性及び連結性強化のためのパイロット事業の展開を促進＜内閣府宇宙開発戦略推進事務局、総務省、経済産業省、国土交通省＞
- ・準天頂衛星や地球観測衛星等の衛星データも用いたソリューション・サービスビジネスの海外展開を推進するため、現地政府や企業のニーズ発掘を行うと共に、実証事業等を実施＜経済産業省＞

④上下水道分野

- ・我が国の優れた上下水道の技術やノウハウを活かした国際展開を図るため、国、地方公共団体、民間企業等の連携を強化し、途上国や水資源に乏しい地域等での案件発掘等の段階から関与し、本邦企業の海外展開を支援＜厚生労働省、経済産業省、国土交通省、外務省、JICA＞
 - トップセールス、覚書締結、相手国政府への政策的助言、研修の実施等、政府間の取組をより一層強化する等、本邦企業のビジネス活動を積極的に支援＜厚生労働省、経済産業省、国土交通省＞
- （上水道関係）
- 相手国の政府や水道事業者等の水道関係者に対し、①水道セミナーの開

催や、②課題に対する解決策の提示等を実施<厚生労働省、経済産業省>

(下水道関係)

- 下水道整備の必要性や整備効果に関する啓発を行うとともに、相手国のニーズにより一層適合した技術開発・実証試験への支援、本邦技術に対する理解の促進や相手国の基準への組入れ、当該技術を活用できる相手国人材の育成を実施<経済産業省、国土交通省>
- 官民連携のプラットフォームである下水道グローバルセンターについて金融を含めたビジネス環境整備等の機能強化を図るとともに、本邦企業の海外進出に当たって重要な役割を担う地方公共団体の人材育成を促進<国土交通省>
- 集合処理と個別処理に係る関係機関から構成される日本サニテーションコンソーシアム等を活用し、我が国の経験・技術の情報を発信<国土交通省、環境省>
- マスタープラン策定の段階から、都市中心は下水道、郊外の大型施設やコミュニティは大型浄化槽、周辺部は小型浄化槽という、集合処理と個別処理のそれぞれの長所を生かしたバランスのとれた包括的な污水处理サービスを提案するとともに、汚泥管理・処理体制の確立を含め、下水道と浄化槽がパッケージ化された案件形成を促進<外務省、国土交通省、環境省、JICA>

⑤廃棄物分野・リサイクル分野

- ・ 我が国循環産業の戦略的国際展開・育成(特にアジアにおいて、先進的な我が国循環産業の戦略的な国際展開を進め、途上国の求める廃棄物処理・3Rの実施や廃棄物発電・浄化槽システムの導入を効率的に進め、世界の環境負荷の低減にも貢献)<環境省、経済産業省、外務省、JICA>
 - アフリカにおいても、「アフリカきれいな街プラットフォーム」を通じ、関係機関が連携して廃棄物管理を担える人材育成、ガイドラインの作成等を推進<環境省、JICA>
 - JICAの中小企業海外展開支援事業等と連携し、アジア地域における浄化槽の普及に向け、制度面や維持管理体制整備に係る働きかけを含めた支援を実施<外務省、環境省、JICA>
- ・ 適切な資源循環システムの構築に向け、廃棄物処理・リサイクル分野の制度構築支援と技術導入をパッケージで支援する。廃棄物発電については、技術の導入支援のみならず、廃棄物発電に係るガイドラインの作成支援、適切なビジネスモデルの確立、標準的な入札仕様書作成、訪日研修等をパッケージとして提供<経済産業省、環境省>

⑥物流分野

- ・ 新興国における日系企業の進出で進む産業集積、複数国に渡るサプライチェーンを支えるとともに、新興国の生活水準向上に伴う、E-Commerce や新鮮な農水産物・食品へのニーズの増加に対応するため、ハード・ソフトに渡ってシームレスで、効率的かつ高品質な日本型物流システムの海外展開を推進
 - 新興国における法制度や規制、商慣行等民間企業では解決できない課題を把握した上で、二国間、多国間政策対話や経済連携協定を活用して、規制緩和や制度改善、物流資機材の規格共通化を進め、国境間輸送(クロスボーダー輸送)を含め、円滑で効率的な物流システムの構築を推進<国土交通省、経済産業省、財務省、法務省、農林水産省>
 - 官民ファンドを活用した冷凍・冷蔵倉庫その他の物流関連インフラの整備支援等を推進<国土交通省、経済産業省、JOIN>
 - 我が国の高品質なコールドチェーン物流サービスについて、小口保冷輸送に関する規格のISO化を目指すとともに、日ASEANコールドチェーン物流ガイドラインを策定する等、国際標準化を推進し、アジアへ国際標準を普及することにより、日本型物流システムの海外展開を推進し、日本産食材の輸出や医薬品の海外展開にも貢献。また、日本仕様の国際標準を踏まえた実証輸送プロジェクトを通じ、実ビジネスの現地への展開を支援<国土交通省、農林水産省、経済産業省、厚生労働省、内閣官房>
 - グリーン物流についても、日本で実施しているグリーン物流パートナーシップ会議の海外での開催や、新興国向けのベストプラクティス集の作成等により、我が国のノウハウを新興国に展開し、当該分野に競争優位を有する我が国物流事業者の海外展開を支援<国土交通省>
 - 我が国の港湾EDIシステムの推進、各国のICT環境に応じた貨物追跡システムや顔認証技術の展開支援により、効率的かつ高品質な日本型物流の普及を支援<国土交通省、総務省、経済産業省、JICA>

⑦都市開発・不動産開発分野

- ・ 新興国で顕在化している、大都市への人口集中と住宅不足問題、交通渋滞や大気汚染等の都市問題に対し、我が国がこれらの課題に対処する中で蓄積してきた知見やノウハウ、高品質で管理が行き届いた日本型不動産サービスを提供することで新興国の大都市の健全な発展と日系企業の海外展開に貢献
 - 政策対話、都市開発分野の専門家派遣、住宅金融支援機構による住宅金融制度、土地関連法制度の構築支援、パイロット事業の実施、耐震等の建築基準の構築・技術普及への支援等を通じ、新興国における関連法・金融制度やビジネス環境の整備、基盤インフラの遅れや受注後のトラブルへの継続的な支援等を推進<国土交通省、関係省庁、住宅金融支援機構、都市再生機構>

- セミナーの開催等を通じ、日本の都市開発で蓄積された、公共交通指向型都市開発やスマートシティ、区画整理・市街地再開発の制度、住宅整備・金融制度等の知見、ノウハウを発信するとともに、シティ・フューチャー・ギャラリー（仮称）構想、国際的な不動産会議の誘致等を推進＜国土交通省、関係省庁＞
- 都市再生機構、JOINによるマスタープラン策定への参画等、案件形成の最上流段階からの相手国との連携、官民協議会の活用、民間企業のビジネスマッチング支援を通じ、我が国の経験や強みを活かした都市開発・不動産開発の海外展開を推進＜国土交通省、関係省庁、都市再生機構、JOIN、JETRO＞
- 上記の取組を一体的に推進する観点から、相手国との二国間プラットフォームの構築・活用による都市開発・不動産開発分野における我が国の知見やノウハウの普及・促進＜国土交通省、関係省庁＞

⑧その他分野

<推進中>

- ・ 防災、気象、海洋インフラ、エコシティ、超電導リニア、郵便等の新分野におけるインフラ輸出を推進するため、案件発掘、我が国企業を核とするコンソーシアムの形成、トップセールス等の取組を強化＜国土交通省、総務省、財務省、JBIC＞
- ・ 海洋インフラについては、ICTを活用した先進船舶による海運の生産性向上の取組（i-Shipping）、海洋開発分野の市場獲得に向けた取組（j-Ocean）を着実に実施＜国土交通省＞
- ・ シェールガス革命に伴い需要増が見込まれるLNG海上輸送事業等の支援、世界初の液化水素運搬船の市場創出を促進＜国土交通省、財務省、JBIC、NEXTI、JOIN＞
- ・ 日本各地の技術等を伝える放送コンテンツの製作・発信支援等により、日本ブランドの向上や親日感情の醸成を通じて、インフラシステム輸出促進に資する関連コンテンツの継続的海外発信を促進＜総務省＞
- ・ 自動車の自動運転について、今後の我が国の成長産業となるよう、車両に関する国際的な技術基準の策定等の制度設計を推進＜国土交通省＞
- ・ 医療、教育、防災、宇宙等における日本型システムの海外展開の推進に加え、食育（栄養改善）、保健（母子健康手帳）、法制度等も含めたソフトインフラについては、我が国で培った経験やノウハウも活かした取組の充実により海外展開を加速推進＜全省庁＞
- ・ インフラの維持管理分野の海外展開について、インフラメンテナンス国民会議海外市場展開フォーラムの枠組の活用による推進＜国土交通省＞
- ・ 相手国と協働した各国のインフラの現状、老朽化、維持管理等の課題を把握す

る調査の実施〈国土交通省〉
等

(2) エネルギー・資源分野との連携

エネルギー・資源の大宗を海外から輸入する我が国としては、安定的かつ安価な資源確保のため地域ごとに、インフラシステム輸出や経済協力と連携した戦略的取組が重要であり、特に、今後エネルギー・資源需要の拡大が見込まれるアジア地域において、その需要開拓に資するエネルギー・資源インフラへの投資促進に取り組むことは、柔軟かつ透明性の高いアジアワイドの市場形成に資するとともに、我が国のエネルギー・資源安全保障を確保する観点からも重要である。

他方、中国をはじめとする新興国の急激な資源需要の拡大や、中東情勢の不安定化等により、将来的な資源需給のひっ迫による資源価格高騰リスクは依然不透明である。こうしたリスクへの対処としては、平成 28 年の伊勢志摩首脳宣言でも、G7 が取り組むべき喫緊の課題として「エネルギー分野における質の高いインフラ及び上流開発への投資持続を奨励する」ことや「天然ガスについてのエネルギー安全保障を強化するための具体的行動を歓迎する」ことが明記された。自国資源に乏しい我が国としては、資源の安定的かつ安価な供給を中長期的に確保すべく、大幅に強化されたJOGMECによるリスクマネーの供給や、資源国との包括的かつ互恵的な協力関係を強化するための積極的な資源外交の展開等を通じて、我が国の資源開発企業の投資を強力に後押しする。また、世界最大の液化天然ガス(LNG)輸入国である我が国が主導し、比較的未成熟である国際的なLNG市場の柔軟化・透明化を図ることで、安定的かつ透明性の高い価格によるLNG調達を実現する。

(具体的施策)

〈実施済〉

(天然ガス)

- ・ 平成 29 年 1 月、アラスカを除く米国から初めて、シェールガス由来のLNGが日本に輸入
- ・ 同年 10 月、我が国企業が上流事業にも参画する豪州のウィートストーンLNGの生産開始、11 月に我が国への輸入開始

(石油)

- ・ 平成 29 年 9 月、アゼルバイジャンのACG油田について、資源外交や人材育成事業の支援継続等が評価され、権益の 25 年間の更新に成功
- ・ 平成 30 年 2 月、我が国の自主開発権益が最も多く集中するUAEのアブダビ首長国で、海上油田権益の 40 年間の更新に成功
- ・ 同年 3 月、世界屈指の埋蔵量を誇るイラクの西クルナ1油田の権益を、我が国

企業がメジャー企業から買収

- ・ 同年 3 月、法改正により拡充された支援措置の第一号案件として、カザフスタンのカシャガン油田の追加開発に対するJOGMECからの出資を採択

(石油・天然ガス)

- ・ 第 192 回臨時国会において、JOGMECのリスクマネー供給の大幅な強化を内容とする「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案(JOGMEC法改正法案)」を提出し、平成 28 年 11 月に可決・成立、同月公布・施行

<推進中>

(1)天然ガス

石油と比べて調達における地域偏在性が低く、供給源の多角化に資する重要な資源として、引き続き安定的かつ安価な供給の確保に努めるとともに、柔軟かつ透明性の高いLNG市場の実現のための取組を進める

① 安定的かつ安価な供給の確保に対する支援強化

供給源を多角化し、売り手間の競争を促すため、豪州、米国、カナダ、モザンビーク等のプロジェクトに参画する我が国企業を支援するとともに、低廉なLNG調達に向けた取組を継続<経済産業省、外務省、財務省、JBIC、NEXI、JOGMEC>

また、LNG調達コストの引き下げに資するプロジェクトに対する JOGMEC、NEXI、JBICによる支援を実施<経済産業省、財務省、JBIC、NEXI、JOGMEC>

② 柔軟かつ透明性の高いLNG市場の実現に向けた取組

「LNG市場戦略」を踏まえ、i)仕向地条項の緩和等の取引容易性の向上、ii)需給を反映した価格指標の確立、iii)オープンかつ十分なインフラ整備について、官民一体となった取組を強化。

加えて、二国間協議やASEAN+3、EAS、IEA、IEF、LNG産消会議等の国際的な枠組を活用しつつ、戦略的かつ効果的な情報発信を行うとともに、LNGの消費国間での連携を強化して、交渉力を強化。特に、平成 29 年 7 月にEU、10月にインドとの間で署名したLNG協力に関する覚書を踏まえ、これら相手国・地域との柔軟かつ透明性の高いLNG市場形成に向けた連携を強化。

さらに、LNG市場の発展に重要な国内外、特にアジアでの天然ガス利用拡大に向けた取組を推進。特に、日米両国のシンクタンクによる政策提言も踏まえ、平成 29 年 10 月に開催されたLNG産消会議では、アジア市場拡大に向けた日本の「2つの貢献」として、アジア需要の立ち上げに向けて官民で 100 億ドル規模のファイナンスを用意すること、及び今後5年で 500 人の人材育成の機会を提供することを発表する等の具体的な取組を推進<経済産業省、外務省、財務省、JBIC、NEXI>

(2) 石油

我が国の国民生活・経済活動の基盤となる資源であることを踏まえ、災害時や価格高騰時のリスクに備え、我が国のエネルギー安全保障を強化するという観点から、我が国企業の権益獲得をJOGMECによるリスクマネー供給や政府による積極的な資源外交等を通じて最大限支援。

また、石油市場の安定化に向けたサウジアラビア等の主要産油国との関係強化を行うとともに、環太平洋地域を中心とする供給源の多角化を行うほか、IEAを通じた緊急時対応等エネルギー問題に係る国際連携の強化等関連国際フォーラムやルールを活用やその発展へ貢献。更に、アジアワイドでのエネルギー安全保障を確保する観点から、アジア地域における石油製品の流通インフラを整備<経済産業省、外務省、財務省、JBIC、NEXI>

(3) 鉱物資源

国内外での自動車の電動化や再エネ・新エネ機器の普及により、様々な鉱物の需要の増加が見込まれる一方、中国をはじめとする新興国企業による資源国への進出が活発化する中、我が国において必要な鉱物資源の安定供給確保に関する支援策を一層拡充していく必要がある。JOGMECによるリスクマネー供給機能や開発・企業買収に対する支援のあり方について検討の上、必要な措置を講じるとともに、コバルト等が偏在するアフリカへの資源外交の強化等に取り組み、総力を挙げて鉱物資源の安定供給の確保の強化に取り組む。

また、原料調達ソースの多角化のため、使用済製品から金属鉱物の回収技術開発を進める等、二次資源を原料とする事業(鉱物リサイクル事業等)への支援拡大も併せて実施<経済産業省、外務省、財務省、JICA、JBIC、NEXI、JOGMEC>

(4) 石炭

近年は、中国の生産制限や豪州の豪雨等の影響により、価格は乱高下、需給は逼迫している。また、中長期的にみれば、アジア諸国を中心に石炭需要の増加が見込まれており、特に、高品質の石炭については、供給ソースが限られており、需給がタイト化するおそれもあるため、今後も豪州やインドネシア等からの安定供給確保を基本としつつ、その他の産炭国からの供給拡大により、一定程度の調達先の多角化を推進<経済産業省、財務省、JBIC、NEXI>

(5) エネルギー分野における自由貿易の推進及び投資保護等

エネルギー憲章会議(エネルギー憲章条約の最高意思決定機関)等の国際会議等を積極的に活用することで、世界の貿易総額の約12%(平成27年)を占めるエネルギー・資源の取引における自由化促進・投資の保護等を図り、インフラ輸出の拡大やエネルギー・資源の安定供給を実現<外務省>

(6) その他

- ・ 特定地域を対象とした在外公館での「エネルギー・鉱物資源担当官会議」を開催。また、「エネルギー・鉱物資源に関する在外公館戦略会議」を開催し、「多様なニーズに解決策を提示できるエネルギー・資源外交の展開」等に主眼を置く、戦略会議による我が国のエネルギー・資源外交強化のための報告書を発出＜外務省＞
 - ・ 将来の資源価格高騰のリスクが依然不透明であることから、大幅に強化されたJOGMECによるリスクマネー供給をを通じて、資源開発投資を促進。具体的には、第192回臨時国会において成立した改正JOGMEC法によって拡充された支援措置を活用し、資源国等が開放する重要権益の獲得や企業買収・資本提携に対する、機動的かつ効果的な支援を実施＜経済産業省、JOGMEC＞
 - ・ アジア域内における天然ガス関連インフラの導入や、中東・中央アジア・アフリカ・北米といった産油/産ガス国における新規または改修のインフラ投資需要を取り込むべく、我が国企業によるエネルギー・資源分野のインフラ整備に向けた支援を推進＜経済産業省＞
 - ・ パリ協定を踏まえ、世界の脱炭素化をリードしていくため、相手国のニーズに応じ、再生可能エネルギーや水素等も含め、CO2排出削減に資するあらゆる選択肢を相手国に提案し、相手国のエネルギー政策や気候変動対策と統合的な形で支援していくことを踏まえ、再生可能エネルギーを柱の一つとするエネルギー外交を展開＜外務省、経済産業省＞
 - ・ 我が国が再生可能エネルギーや水素等を活用したエネルギー転換を積極的に推進している姿を国際社会に発信し、エネルギーに関する日本に対するイメージを向上＜外務省、経済産業省＞
- 等

第3章 地域別取組方針

インフラ海外展開のターゲットとなる国については、先進国と新興国・途上国は別市場として考えることが適当である。先進国は経済が成熟し、要求されているインフラ整備の質の水準が高いほか、既存インフラの改良・更新や既存路線の延伸等の追加的需要在中心となっている。

他方、新興国については、アジア・中東・中南米・アフリカ等、全く状況の違う国々が一括りに『新興国』として扱われることが多いが、それぞれの国情に即応した攻め方の使い分けが重要である。このため新興国については、地域を以下のとおり分類する。

1. 約3万社の日系企業が進出し、既に現地で相当程度の産業集積、サプライチェーンを形成している「ASEAN」グループ：

既に現地で相当程度の産業集積があり、貿易投資においてもインフラ海外展開においても日本にとって「絶対に失えない、負けられない市場」である。このため、あらゆる分野におけるインフラ輸出の拡大のみならず、サプライチェーンの強化による本邦進出企業の支援や「更に幅広い」産業の進出を促す等、この地域では「FULL進出」をキーワードに取り組んでいく。このうち、タイ、マレーシア等の発展が進んだ国は生産活動のためのインフラは過去のODAの積み重ねもあってある程度揃っているが、より高度なインフラ需要に取り組むとともに、ミャンマー等の国は今後の国づくりに向けてあらゆる分野でのインフラ整備に注力する。

2. 高所得者層・中間層が育ち、市場規模が大きく、高い成長率、経済的ポテンシャルを持ち、日本企業の進出・拠点化も進んでいる「南西アジア」グループ：
経済・市場規模は様々であるが、地政学的に貿易やエネルギー安全保障上において重要な要衝を含む地域であるが、欧米企業や中国・韓国企業等との比較では、日系企業の進出が相対的に遅れている「中東、ロシア・CIS、太平洋島嶼国、中南米諸国」グループ：

これらの地域は大きな成長市場ばかりではないが、地理的・文化的要因もあり、貿易投資のみならず、インフラ海外展開での日系企業の進出状況も様々であり、相対的に遅れている。製品市場では戦略的に「クリティカル・マスに到達（一定のシェア・存在感を獲得）」することを目指すとともに、インフラ分野においてハード・ソフト面での幅広い協力により競合国に先んじて重要な案件の受注を勝ち取るべく、戦略的に取り組むことが必要である。

3. 資源国が多く、今後大幅な人口増が起り、市場も大規模に拡大するとの期待も高いが、日系企業の進出が進んでいない「アフリカ諸国」のグループ：

この地域は、貿易投資でもインフラ海外展開においても多くの日系企業の事業展開フィールドとしてきちんと位置付けられていない状況である。このため、資源確保の観点を含め、ODAとも連携して「一つでも多くの成功事例」を生み

出すことが必要である。

また、注力案件の戦略的な絞り込みを行い、(A)「面」的開発の取組として、都市や地域開発の上流段階から相手国と連携し、我が国企業の進出拠点整備と現地市場獲得という形で、明確なコミットメントの上で大きく成果を出すことを狙い、かなり時間がかかることでもやり切るプロジェクト、(B)相手国政府との政策対話等を通じ後続案件の地域展開の布石となる先導的事例を創出するプロジェクト、(C)原発や高速鉄道等、熾烈な競争を勝ち抜くべき個別案件、について、官民一体で取り組み、政府全体として支援していく。

さらに、平成 28 年 8 月に発表した「自由で開かれたインド太平洋戦略」等の下で、考え方を共有する国や、国際機関とも連携しつつ、質の高いインフラの整備を通じてアジア・中東・アフリカを始めとする各地域内や地域相互間の連結性強化を支援し当該地域の開発を促進することで、対象国の経済・社会的な基盤強化や対象地域の安定と繁栄の確保を進めることに加え、日本企業の効率的な経済活動に向けた支援を行い、日本企業のビジネス展開を後押ししていく。

こうした観点から、各地域の重要性と現在の取組状況を整理したものを以下に示す。今後、経協インフラ戦略会議等の場で、ターゲットとなる国ごとに優先度の高い分野やプロジェクトについての議論をより具体的に深めていくこととする。

1. ASEAN地域

・ASEAN

<地域の重要性>

- ・ 東アジアの平和と安定のためにも重要な地域であり、この地域が安定して成長していくことは経済のみならず、安全保障面でも重要。
- ・ 進出日系企業も多く、多くの製造業で域内でのサプライチェーンが構築されており、日本にとって極めて密接な経済的利害関係を有する。
- ・ 都市部を中心とした中間層の増加による成長性のある市場で、日系サービス業の進出も相次ぐ。今後 10 年間で 6,000 億ドルのインフラ需要が見込まれる。
- ・ 域内外の物流・人流を交える交通インフラの大型案件が多数動きつつある。
- ・ 天然ガスの急速な需要拡大が見込まれており、関連エネルギーインフラ需要を期待。同地域の LNG 需要拡大は、柔軟かつ透明性の高いアジアワイドの LNG 市場形成に資するとともに、我が国のエネルギー・資源安全保障を確保する観点からも重要。
- ・ 平成 27 年末の ASEAN 経済共同体 (AEC) の発足、平成 28 年の ASEAN 連結性マスタープラン 2025 の採択を受け、地域の連結性強化が更に重要。
- ・ インフラ整備は官民パートナーシップ (PPP) による推進が主流化傾向。
- ・ インフラ海外展開により、本邦企業の受注機会の増加 (サプライヤーとしての利益) のみならず、企業活動のグローバル展開 (ユーザーとしての利益) にも

つながる。

- ・ 大市場・大生産拠点であるインドとの連結性も重要。

<現在の取組状況>

◆ ASEAN全体

- ・ 平成 27 年末にASEAN共同体を構築。平成 25 年末の日・ASEAN特別首脳会議で安倍総理より表明した「5年間で2兆円規模」のODA供与を最大限活用。また、平成 27 年に表明した、「質の高いインフラパートナーシップ」及びその更なる具体策に沿って、アジア地域の質の高いインフラ整備を推進。平成 28 年9月の日・ASEAN首脳会議では、同月のASEAN首脳会議で採択された「ASEAN連結性マスタープラン 2025(MPAC2025)」について、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」により支援していくことを表明。
- ・ 物理面、制度面及び人的交流面での地域の連結性強化に資する高品質かつ強靱なインフラシステム導入支援を推進。特に、本邦進出企業のサプライチェーンの高度化にもつながる「東西／南部経済回廊」等の物流ネットワークの確保、域内の物流・人流の円滑化に資する海上交通の安全性・効率性確保、域内の貿易円滑化に資する通関制度の近代化、域内の製品流通の円滑化に資する自動車基準の統一と認証の相互承認、原発建設等の電力基盤の整備、メコン地域の送電網強化及び発電所開発、域内のICTインフラの整備に貢献する「ASEAN Smart ICT Connectivity Vision」に基づく支援が重要。また、日・ASEAN包括的経済連携(AJCEP)協定の投資・サービス章の早期実施や、平成 25 年5月に開始された東アジア地域包括的経済連携(RCEP)交渉を積極的に推進。さらに、我が国企業進出に向けた貿易・投資環境整備のため、法制度・経済整備制度の構築支援も推進。
- ・ 台風や集中豪雨、地震・津波、土砂災害等の自然災害が多発し、都市部や工業地域では火災や爆発等のリスクも増大する同地域に対して、平成 25 年 12 月に開催された日・ASEAN特別首脳会議で安倍総理より表明した「日・ASEAN防災協力強化パッケージ」等に基づき、防災分野のインフラ展開や消防防災能力の向上を推進。また、平成 27 年3月に開催された第3回国連防災世界会議で安倍総理より表明した「仙台防災協カイニシアティブ」も踏まえ、ASEAN域内の防災情報ハブであるAHAセンター(ASEAN防災・人道支援調整センター)を支援。
- ・ 域内連結性強化に向けて、ハード面でのインフラ整備に取り組むのみならず、ASEAN地域内の国際幹線道路の舗装の性能や、過積載車両の抑制に関するASEAN諸国との国際共同研究のほか、マラッカ・シンガポール海峡の水路測量の実施、低環境負荷船の普及促進、域内各国の船舶通航サービス(VTS)管制官の育成支援トラック等の相互越境通行等域内の交通円滑化、持続可能な交通の実現に向けたソフトインフラの整備支援にも取り組む。
- ・ ベトナムやミャンマー等で行っている農業・食品分野の対話を通して、フードバ

リューチェーン構築を中長期的な視野に立ち広域的に推進。また、主要大学における寄附講座の開設等による食関連産業の人材育成、食料安全保障ネットワーク構築(ASEAN+3緊急米備蓄等)をはじめとするASEAN全域ソフトインフラの展開、東アジア植物品種保護フォーラムを通じた植物品種保護制度の整備・調和等を推進。

- ・ 医療・保健分野については、各国の医療・保健政策における主要な課題が感染症対策からがん・生活習慣病対策へと移行しつつある中、日・ASEAN首脳会議で我が国が提案した「日・ASEAN健康イニシアチブ」のもと、関係各国の保健当局との協力関係を強化し、医療の国際展開を推進。
- ・ ICT分野の我が国企業進出の観点から、規格策定に向けた情報共有や政策対話等を通じ、我が国の次世代放送サービス(4K・8K/スマートテレビ)に関する経験やノウハウを活用しつつ、ASEAN各国における本サービスの円滑な導入に向けた支援を推進。
- ・ セキュリティ分野については、情報セキュリティに関する協力を通じて得られた信頼関係を基に、特に電力分野における我が国のセキュリティシステムやサービスのASEAN諸国への導入に向けた支援を推進。
- ・ 電波の利用が急速に拡大し、安心・安全な利用環境の確保へのニーズが高まっている同地域に対し、電波監視分野における国際協力等を通じ、我が国の電波監視システムの国際展開を推進。併せて、気象・防災、交通・宇宙分野等における電波システムについて、現地での導入実証等を通じた国際展開を推進。
- ・ 物流分野については、各国における法制度や規制、商慣行等民間企業では解決できない課題を把握した上で、日ASEAN交通連携の枠組みにおける政府間対話の実施等を通じ、我が国物流事業者のASEANへの展開に向けた環境整備及び国際競争力の強化等を推進。また、経済発展及び生活水準の向上に伴って増加が見込まれるコールドチェーン物流の需要を取り込むため、日ASEANコールドチェーン物流ガイドラインの策定や小口保冷輸送に関する規格の普及により我が国の高品質なコールドチェーン物流サービスの浸透を図るとともに、日本仕様の国際標準を踏まえた実証輸送プロジェクトを通じ実ビジネスの現地への展開を支援するほか、官民ファンドを活用した我が国物流企業の冷凍・冷蔵倉庫事業の展開支援等の必要な取組を推進。
- ・ 都市開発・不動産開発については、市場規模の拡大、大都市への人口集中、交通渋滞や大気汚染等の都市問題や住宅不足の深刻化を踏まえて、我が国がこれらの諸課題に対処する中で蓄積されてきた都市開発・不動産開発の知見とノウハウを、省エネやエネルギー効率化等を通じた気候変動対策にも資するスマートシティの構築も含め政策対話、セミナー等を通じて提供。合わせて、シティ・フューチャー・ギャラリー(仮称)構想等の推進、マスタープラン策定等最上流段階から官民一体での取組により、ASEAN地域の発展に貢献する

- とともに、ジャパンブランドの都市開発・不動産開発の確立と海外展開を推進。
- ・ エネルギー分野については、我が国企業によるLNG受入基地等のASEAN諸国における天然ガス関連インフラの導入や、LNG販売事業への参入に向けた支援を推進。無電化地域への我が国企業の再生可能エネルギー等を含むあらゆる低炭素技術を活用した電化支援を推進。
 - ・ 我が国の地方公共団体や企業が有する多岐にわたる技術・経験・ノウハウを活用し、水・廃棄物処理・リサイクル等の都市インフラ分野での都市間連携を推進。
 - ・ 環境分野については、ASEAN地域でのSDGs達成に向け、日ASEAN首脳会議において我が国が提唱した「日ASEAN環境協カイニシアティブ」の下、質の高い環境インフラの普及と様々な分野での環境協力プロジェクトを包括的かつ重層的に促進。

◆ 国別取組

- ・ インドネシアでは平成 26 年 10 月にジョコ政権が発足し、国民目線の社会福祉政策、地域格差是正のためのジャワ島外のインフラ建設等の経済政策を目標に掲げており、現在では国会の2/3の与党勢力となり政権基盤は安定化。既に多くの本邦企業が進出している同国においては、平成 28 年に設立された「日インドネシア海洋フォーラム」の下での経済開発についてのあらゆるレベルの二国間対話を推進する。また、同国の経済成長を牽引するジャカルタ首都圏において、パティンバン港開発・運営事業、ジャワ島北幹線鉄道高速化事業及びジャカルタ都市高速鉄道(MRT)南北線部延伸・東西線整備事業等の交通分野や都市開発分野におけるインフラ整備の必要性が高いことから、これらの取組を推進するとともに、首都圏以外のインフラ整備にも焦点を当て、国全体の発展に貢献する。ジャワ島以外の地域の開発への協力としては、農村地域の無電化村等におけるデジタル・ディバイドや未放送地域の解消に向けた通信・放送インフラの整備技術の協力、防災情報収集・伝達システムの導入、行政効率化・透明性向上に向けた電子政府化、をはじめとした我が国ICTの国際展開に係る取組を推進。エネルギー分野については、相手国のエネルギー政策に応じて、電力、石油、天然ガス、石炭、再生可能エネルギー、省エネルギー分野等におけるインフラ輸出や開発、人材育成、制度整備支援等の協力を推進。また、廃棄物発電に関する合同委員会等により、技術ガイドラインの策定やビジネスモデルの確立等をパッケージとした廃棄物発電導入を包括的にサポートする支援プログラムを推進。
- ・ CLMV(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)を含むメコン経済圏では、平成 28 年7月の「第9回日・メコン外相会議」において、岸田大臣から「日メコン連結性イニシアティブ」の正式な立ち上げを表明。平成 28 年9月に開催された第8回日メコン首脳会議では、同イニシアティブの下で優先的に取り組むプロジェクトをまとめた文書を配布。さらに、平成 29 年 11 月の第9回日メコン首

脳会議では、ソフト連結性にかかる現在の課題と日本の取組をまとめた文書を配布。地域の連結性の向上、産業の高度化、都市化に伴う課題解決に資するインフラ案件の発掘、裾野産業の育成に資する産業人材育成による競争力強化を通じ、受注を実現。

- ・ ベトナムでは、平成 28 年 1 月の新指導部発足以降も、早期に近代的な工業国になるための基礎を作るとの目標のもと、インフラ整備に重点が置かれており、戦略的に重要な幹インフラ及び都市の健全な発展を支える都市交通網整備、下水排水施設整備、廃棄物処理システムの構築、製油所等石油インフラの整備、巡視船供与等のハード面の整備を支援するとともに、インフラの維持管理・運営に係る人材育成、質の確保、制度の整備等の課題に適切に対応していく。このため、鉄道整備事業や平成 25 年に締結された両国間の協力覚書に基づき、エコシティ開発プロジェクト等を強力に推進。加えて、郵便インフラの改善に関する支援を促進するとともに、当該インフラを活用して展開が可能となる各種ビジネス・サービス分野への参入機会の創出を推進。エネルギー分野においては、平成 29 年 11 月、両国間で、エネルギー政策、石炭、LNG、送電網、再生可能エネルギー、省エネルギー等の協力について協議する場として、エネルギーワーキンググループを設置することに合意する協力覚書を締結。
- ・ ミャンマーでは、平成 27 年の総選挙でアウン・サン・スー・チー議長率いる国民民主連盟(NLD)が勝利し、平成 28 年 3 月に政権が発足、今後の民主主義政権下における経済発展が期待されているところ。平成 28 年 11 月にアウン・サン・スー・チー国家最高顧問が訪日した際に、「日本・ミャンマー協力プログラム」を踏まえながら官民合わせて 5 年間で 8,000 億円規模の貢献を行うと発表。さらに、平成 29 年 12 月、ティン・チョウ大統領(当時)が訪日した際に、ヤンゴン都市開発、運輸、電力インフラを中心に貢献を具体化していくことを表明。①国民生活向上支援(農業等地方開発、少数民族支援等)、②人材育成・制度整備支援(教育、法制度整備支援等)、③インフラシステム整備支援(交通、通信、放送、郵便、電力・エネルギー、住宅・都市整備等)の 3 分野を中心にバランスよく国づくりを支援。特に、インフラの整備・運営の前提となる国のグランドデザイン、関係制度づくり、人材育成が必要であり、案件の構想段階からの関与を推進。具体的には、日系企業の進出先確保と地域の雇用創出に貢献するティラワ経済特別区、及び港湾を含む周辺インフラの整備、国内及び地域の連結性向上に資するヤンゴン・マンダレー間幹線鉄道の近代化整備、東西経済回廊上の橋梁整備、ヤンゴン環状鉄道の近代化及びヤンゴン外環状道路の整備、住宅金融の拡充、主要 3 都市(ヤンゴン、ネーपीドー、マンダレー)間を結ぶ光ファイバー網の強化、ミャンマー国营放送局(MR TV)能力強化・機材拡充、郵便の近代化・高度化、通関システムの構築、港湾物流に係る情報伝達の電子化、大規模都市開発事業、電子基準点網の構

築、旅客船無償供与、海洋石油開発物資供給基地整備・運営、廃棄物処理システムの構築等を強力に推進。ダウエー経済特区の本格開発も視野。

- ・ フィリピンでは、平成 28 年6月にドゥテルテ新政権が発足、前政権のマクロ経済政策を継続・維持するとともに、インフラ分野では公的資金の積極的な投入等により、インフラ整備を推進することが謳われている。平成 29 年1月の日比首脳会談においては、「経済協力インフラ合同委員会」を設置し、安倍総理から運輸交通等のマスタープラン策定を含め、長期開発計画に基づく国づくりへの協力を表明。同年 10 月に発表した「今後5年間の二国間協力に関する日フィリピン共同声明」においても、インフラ整備への協力を進めることを表明。

同国においては、「マニラ首都圏の持続的発展に向けた運輸交通ロードマップ」、「マニラ首都圏の運輸交通セクターにおける質の高いインフラ整備のための協力ロードマップ」を推進しているところ、同国においては引き続きODAも活用しつつ広域的開発プロジェクト等を官民連携で推進。投資ビジネス環境改善の観点からも、大都市圏の混雑緩和・物流改善を図ることが必須であり、都市鉄道、道路等大都市圏を中心とした交通インフラの整備、地域開発案件等を推進。具体的には、南北通勤鉄道事業、マロスークラーク鉄道事業及びマニラ首都圏地下鉄事業等の鉄道整備に協力するとともに、クラーク米軍基地跡地の一部を活用する地域開発案件についても、調査を進め、さらに、老朽化したRORO船の代替促進及び巡視船建造等海上交通の分野の協力も推進する。廃棄物処理・リサイクル分野においても、これまで廃棄物発電ガイドラインの策定支援を行ってきたほか、平成 30 年 3 月にはダバオ市のエネルギー回収型廃棄物処理施設整備に対する無償資金供与が決定された。引き続き、ダバオ市、ケソン市及びセブ市をモデルに廃棄物発電導入を推進。また、平成 25 年 11 月に台風 30 号「フィリピン名：ヨランダ」で甚大な被害を受けた同国では、災害復旧スタンド・バイ借款等を活用して本格復興への取組を強力に推進。加えて、平成 25 年 11 月に日本方式の地デジ採用の再表明がなされ、平成 27 年2月に放送開始されたことを受け、技術協力等を活用し地デジへの円滑な移行を支援することで地デジインフラの整備を促進。さらに、防災ICTをはじめとしたICT分野における協力を官民連携で推進。エネルギー分野においては、相手国のエネルギー政策に応じて、電力、LNG分野等の協力を推進。

- ・ 質の高いインフラニーズが高まるタイ、マレーシア、シンガポールとの関係強化にも努める。マレーシア及びシンガポールでは、マレーシア～シンガポール間の高速鉄道等のインフラ整備支援を進める。シンガポールにおいては、我が国の技術を活用し、廃棄物処理システムの構築に係る取組を促進し、マレーシアにおいては、廃棄物発電に係る技術ガイドラインの策定支援を進める。また、平成 29 年4月に日シンガポールの港湾当局で署名した覚書に基づき、同年 8 月に「LNGバンカリングに関する日・シンガポール共同調査」が開始さ

れる等、港湾分野における協力を推進。

- ・ タイでは、平成 26 年5月にクーデターが発生し、軍主導のもと平成 29 年4月に新憲法が発布され民政復帰への取組が進められているものの、平成 30 年中に予定されていた総選挙は、平成 31 年2月まで延期される見通しである。また、平成 28 年 10 月にプミポン前国王陛下が崩御し、平成 29 年 10 月に同前国王陛下の火葬式が行われた。同国では、産業の高度化・高付加価値化を達成することを目的とした政策として、「タイランド 4.0」を発表し、同政策を実施するための具体的な方策として、新たな経済成長エンジンとなる産業 10 分野の投資誘致・育成や東部臨海地区（チョンブリ、チェチェンサオ、ラヨーンの東部3県）を対象とした「東部経済回廊（EEC）」経済計画を打ち出しており、新たな経済成長エンジンとなる産業 10 分野の投資誘致・育成とともに、港湾、高速道路、鉄道、空港の拡張等インフラの整備が一体的に進められようとしている。

同国では、平成 29 年6月に日タイ間で締結した鉄道分野の協力覚書に基づき、バンコク～チェンマイ間高速鉄道、貨物鉄道輸送サービス事業等につき緊密に協議を行っていくとともに、都市鉄道等の取組を推進。バンコク～ラヨン高速鉄道計画（3空港接続高速鉄道）への協力を促進。さらに、バンコク～クアラルンプール間の高速鉄道計画の調査についても要請に応じ必要な協力を実施。都市開発においては、バンコク北部に位置するバンスー地区再開発に関し、統合マスタープラン作成について協力を進める。タイ全土の電子基準点網整備及び人工衛星を用いた高精度測位の利活用サービス展開に必要な体制構築を支援。また、平成 28 年 11 月に日タイ間で締結した郵便分野の協力の覚書とその後両国間の取組を加速するべく平成 29 年6月に締結した郵便を含む情報通信デジタル技術分野の協力に関する覚書に基づき、郵便分野における協力を推進。同年8月に日タイ間で締結した覚書に基づき、道路交通安全対策の立案を支援。エネルギー分野においては、相手国のエネルギー政策に応じて、LNGや電力、電気自動車等の協力を推進。

- ・ 欧州NPO等の提言に基づき衝突安全性能に特化した安全評価制度を導入しようとするマレーシアをはじめとするASEAN諸国に対し、日系自動車の安全性能が正当に評価され、かつ交通事故削減に大きく貢献する我が国で実績のある交通安全制度や運用を基にした制度構築を支援。
- ・ 資源関係についても、石油・天然ガス・石炭・地熱ではインドネシア、鉱物資源ではフィリピン、ミャンマー等重要な資源国に対し、環境協力や人材育成等を通じて関係強化を図っていく。特に、世界第2位の地熱資源量を誇るインドネシアに対して、我が国企業の参入を戦略的に促進。

2. 南西アジア

・南西アジア

<地域の重要性>

- ・ 世界最大の民主主義国家であるインド、高い経済成長を達成するバングラデシュ、スリランカや大きな経済的ポテンシャルを持つパキスタン等が存在し、大きなインフラ需要が期待される。
- ・ 東・東南アジアと中東・アフリカを結ぶ結節点に位置し、地政学的に重要。
- ・ 特にインドは、近年、7%台の経済成長率を維持しており、日本からの投資、進出日系企業数も増加。
- ・ また、安倍総理とモディ首相の強力な友好・信頼関係に基づく「特別戦略的グローバル・パートナーシップ」の下、両国にとって Win-Win の関係となるような経済関係の構築を推進している状況。
- ・ 他方、電力・水等の基幹インフラや道路・鉄道・港湾等の交通インフラの整備が、進出日系企業のビジネス遂行上の観点からも極めて重要であり喫緊に整備する必要があり、大きなインフラ需要を予想。
- ・ 天然ガスの急速な需要拡大が見込まれており、関連エネルギーインフラ需要を期待。同地域のLNG需要拡大は、柔軟かつ透明性の高いアジアワイドのLNG市場形成に資するとともに、我が国のエネルギー・資源安全保障を確保する観点からも重要。

<現在の取組状況>

- ・ インドでは、モディ首相のリーダーシップの下、オープンエコノミー実現に向け、規制緩和や構造改革が進められている。税制改革や規制緩和による更なる内需を創出するとともに、海外からの技術移転を進め、「Make in India」(現地生産)を実現し、欧米・中東・東南アジアに対する生産拠点となることを目指している。そのため、外国からの投資を積極的にインドに呼び込み、インフラ整備を行う施策が取られている。
- ・ 同国については、平成 27 年 12 月の安倍総理のインド訪問時に、ムンバイ～アーメダバード間の高速鉄道事業における日本の新幹線システムの採用が決定された。定期的な首脳会談で進捗が確認され、平成 29 年9月の安倍総理の訪印時には、同事業に対する円借款供与が決定された他、起工式典(研修施設の着工等)が開催され、インフラ協力の具体化が進行中。また、これに伴い人材育成、モディ政権が掲げる「Make in India」に貢献する形でのインフラ協力が徐々に進んでいる状況。
- ・ 両国の積極的な協力によるインフラ輸出の推進により、我が国企業のプロジェクト受注増、さらには企業の海外展開における競争力強化を企図。
- ・ また、都市部における公共交通システムの整備等幅広い交通インフラや生活インフラの整備が計画されていること等を踏まえ、交通(高速鉄道、都市鉄道等)・電力等の基盤インフラ整備での支援や医療・保健、農業・食品分野での

協力を行うとともに、デリー・ムンバイ間産業大動脈(DMIC)構想やチェンナイ・ベンガルール間産業回廊(CBIC)構想等への関与を推進し、日本の技術を活用したスマートコミュニティや交通インフラ、等進出日系企業の投資環境整備に資する日本工業団地周辺の電力・水・道路等の基幹インフラを含むインフラ案件の形成・整備及び産業人材育成を実施。

- ・ 特に交通分野においては、ムンバイ～アーメダバード間的高速鉄道事業に加え、メトロ・都市鉄道事業、道路整備及び船舶解体(シップ・リサイクル)に対する支援を推進。
- ・ また、モディ政権発足以降、各州の投資サミットに積極的に参加するとともに州政府レベルによる投資促進の取組が活発化しているため、政策対話も活用し、州ごとに適したインフラ案件の創出及び日本の技術の売込みを企図。インフラ案件の面的・広域的な取組への支援として、アンドラ・プラデシュ州の新州都開発における交通マスタープラン策定等、上流段階からの参画により日本の経験・技術等の強みを活かして売り込み、我が国企業の受注が見込まれる案件の創出を企図。
- ・ エネルギー分野については、政策協議を通じて、電力、再エネ、省エネ、石炭、石油天然ガスの分野に加え、水素や電気自動車等の協力を包括し、エネルギー転換・脱炭素化に向けた支援を促進。我が国企業によるLNG受入基地等の南西アジア諸国における天然ガス関連インフラの導入や、LNG販売事業への参入に向けた支援を推進。無電化地域への我が国企業の再生可能エネルギー等を含むあらゆる低炭素技術を活用した電化支援を推進。
- ・ また、平成 29 年 10 月にインドとの間でLNG協力に関する覚書に署名。柔軟かつ透明性の高いLNG市場形成に向けた連携を強化。
- ・ バングラデシュでは、同国の経済インフラ整備、投資環境整備及び連結性の向上のための協力を行う「ベンガル湾産業成長地帯(BIG-B)構想」を推進。同構想の下、マタバリ超々臨界圧石炭火力発電所及び同多目的商業港建設事業、ダッカーチッタゴン基幹送電線強化事業等を安全対策を十分講じた上で実施するとともに、我が国企業向け経済特区の開発や道路・橋梁都市鉄道・空港・医療分野における協力等も強化。
- ・ また、平成 26 年5月のハシナ首相訪日時に両首相がその設置を合意した日バングラデシュ官民合同経済対話を活用し、両国間の貿易・投資促進の更なる拡大のためのビジネス環境の一層の改善・向上を企図。
- ・ 平成 28 年7月に発生したダッカ襲撃テロ事件を受けて、日本政府のハイレベルからバングラデシュ政府に対し、国際協力事業関係者を含む在外邦人の安全確保の徹底を要請。また、在バングラデシュ日本国大使館はテロ事件以降、バングラデシュの関係機関とハイレベルで定期的に協議を実施し、国際協力事業関係者を含む在外邦人の安全確保を徹底。
- ・ パキスタンでは、第一に政府に対して治安の改善を求めつつ、日パキスタン

官民合同経済対話の枠組みを効果的に活用し、企業のビジネス活動に直結するインフラ整備を創出し、併せて日本の技術の売込みを企図。

- ・ スリランカでは、平成 27 年に政権が交代。平成 31 年末の大統領選挙及び平成 32 年総選挙に向けて、その前哨戦となる地方選挙が平成 30 年2月に実施された。今後のインフラプロジェクトの早期事業化が重視されている。平成 27 年 10 月のウイクラマシンハ首相訪日時に発出した共同声明「日・スリランカ包括的パートナーシップ」に続いて平成 29 年4月の同首相訪日時に発出した共同声明「日・スリランカ包括的パートナーシップの深化・拡大」を踏まえ、政策対話や合同委員会等スリランカ側との対話の機会を活用し、スリランカの国家開発計画を支援し、港湾、空港等交通インフラ、LNG等エネルギーインフラの分野で、日本の技術が活用できるインフラ案件の創出及び我が国企業による受注を狙う。また、平成 29 年4月に策定された日・スリランカ投資促進ロードマップの下、我が国企業のスリランカにおける貿易・投資環境の一層の改善・向上に向け、取り組み中。さらに、海上保安能力向上のため、巡視艇供与を推進。
- ・ 地デジ日本方式が採用されているスリランカ・モルディブについて、早期の導入に向けた支援を実施。

3. 中東、ロシア・CIS、太平洋島嶼国、中南米

・中東

<地域の重要性>

- ・ エネルギー安全保障の観点から、中東産油・産ガス国は引き続き重要。我が国の原油の中東依存度は当面、高いまま推移する見込み。
- ・ 油価の低迷により資源国の歳入が大幅に低下。経済及び社会的安定性の維持のため、継続的な資源開発投資に対する大規模な資金需要が存在。
- ・ ASEANに並ぶインフラ市場で、平成 32 年までに 4.3 兆ドルのインフラ需要。
- ・ アジアと欧州を結ぶ海運の大動脈として、地政学的に重要。

<現在の取組状況>

- ・ サウジアラビア、UAE、カタール、クウェート等の湾岸諸国については、王制・首長制であること等から、トップセールスの強化が有効。特に、我が国の自主開発権益が最も多く集中する、UAEのアブダビ首長国では、権益期限の 40 年間の更新に成功。幅広い協力関係の構築を通じ、更なる権益確保に向けた取組を推進。また、同国の計画する都市交通について取組を推進。
- ・ 湾岸諸国の石油・天然ガスの輸出余力増加と我が国向け供給力確保を念頭に、原子力・省エネ分野、石油・ガスパラント等の協力促進を図るとともに、雇用創出や社会安定化を図るため、産業協力、教育協力、医療協力及び宇宙協力を強化。要請があればコストシェア技術協力の活用も検討。
- ・ 人口や経済規模から有望なインフラ市場となるトルコでは、ODA等を活用しつ

つ、高速道路を含む交通、橋梁、エネルギー、防災、宇宙、医療等にかかるインフラ整備において、ビジネスベースでの参入が図れるよう戦略的に関係を強化。

- ・ 旺盛なインフラ需要、豊富な石油埋蔵量と高い潜在力があるイラクでは、平成30年3月、世界屈指の埋蔵量を誇るイラクの西クルナ1油田の権益を、我が国企業がメジャー企業から買収。治安状況を考慮しつつ、引き続き円借款を中心としたODAの活用等を通じて日本の技術の強みを活かす形でインフラ整備支援を実施。また、我が国企業の進出を促進するため、イラクにおける各種規制や障壁除去のためのイラク政府への働きかけを継続。
- ・ イランでは、世界最大規模の石油・天然ガスの埋蔵量を有しており、上流開発プロジェクトへの投資需要に加え、発電所や製油所等、制裁下で老朽化したインフラの改修需要が旺盛であり、制裁動向等を注視しつつ、我が国として経済関係強化や今後の協力可能性を検討。各種セミナーの開催や官民合同ミッションの派遣、NEXI、JBIC及びイラン政府によるイラン政府保証を前提としたファイナンス・ファシリティの設定等により、我が国企業の案件受注に向けた取組を支援。

・ロシア・中央アジア・コーカサス・モンゴル

<地域の重要性>

- ・ 石油・石炭・天然ガスをはじめ、ウラン、レアメタル、レアアース等の鉱物・エネルギー資源が豊富。
- ・ 低油価により資源国の歳入が大幅に低下。経済及び社会的安定性の維持のため、継続的な資源開発投資に対する大規模な資金需要が存在。
- ・ 旧ソ連時代に建設されたインフラは老朽化が激しく、現代の要求水準に達しておらず、近年の経済成長を背景に運輸やエネルギー分野を含めてインフラの新規建設及び更新プロジェクトが多数存在。これらを促進するため、投資環境の改善ニーズが増大。
- ・ 中央アジア・コーカサスはアジアと欧州、ロシアと中東を結ぶ十字路にあたり、地政学的に重要。

<現在の取組状況>

- ・ 資源確保や原発等のインフラ案件の受注に当たっては、権限が大統領や政府高官に集中している国が多いことから、要人往来の機会を捉えたトップセールスが重要であり、平成27年10月の総理の中央アジア5か国訪問の成果も踏まえ、着実な我が国企業の受注に誘導。
- ・ ロシアでは、都市環境分野で、ヴォロネジ、ウラジオストクをモデル都市として、両市の都市環境整備の開発コンセプトの策定やパイロット事業を実施し、日露間の協力によりさらなる案件の具体化を推進。また、モスクワ等における都市開発等で両国の協力を推進。交通インフラ分野で、シベリア鉄道等の鉄道

事業や港湾事業、空港事業等について検討を深化させ、港湾分野では、平成 28 年 8 月に署名されたロシア極東地域における港湾の高度化を目的とした覚書に基づき、協力の具体化を加速。医療・保健分野で、ロシア極東地域の拠点として画像診断センターを開設し、検診・診断の事業を展開。情報通信技術分野において、光ディスクストレージを用いたデータアーカイバーの展開を支援。また、郵便分野で、日本企業による区分機の納入や郵便事業体間での協力促進を支援。エネルギー分野においては、平成 28 年 11 月に設置された日露エネルギーイニシアティブ協議会にて、炭化水素、省エネルギー・再生可能エネルギー、原子力の3分野のワーキンググループを設置し、協力を推進。

- ・ ウズベキスタンでは、電力分野を対象にセクター・プロジェクト・ローンを供与。引き続き、エネルギー分野をはじめとするインフラ整備を支援。また、光ファイバー通信システム等の情報通信技術分野における整備案件を支援。
- ・ 中央アジア各国(ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン)において、老朽化インフラの更新、新設や物流の効率化等の取組を進めるとともに、官民インフラ会議や同会議を踏まえたテーマ別セミナーの開催等を通じた我が国企業の現地進出支援を着実に実施。また、「中央アジア+日本」対話・外相会合、高級実務者会合及びビジネス対話を開催し、運輸・物流を主要テーマとして議論。
- ・ モンゴルでは、平成 28 年の総選挙まで、民主化後に実施された7回の総選挙において毎回政権交代が起きており、政治の動きがインフラ計画にも多大な影響を与えてきた側面があることに要留意。極めて深刻な経済・財政危機を克服できるのかどうか今後の鍵。首都への急速な人口集中を背景とした都市問題を解決するため、交通・都市分野で我が国の技術やノウハウを活用することが期待され、経済・財政危機の克服後には、これらの分野におけるインフラ輸出の実現も期待。交通分野では現在、新国際空港運営への我が国事業者の参画を支援。
- ・ 資源関係についても、ロシアは石油・天然ガス・石炭供給のポテンシャルも高く、供給源の多角化を進める上で重要。平成 28 年 5 月の日露首脳会談において日本が提示した8項目の「協力プラン」の下、エネルギー分野で昨年 9 月の首脳会談までに官民合わせて 34 件もの協力覚書等が締結された。これらに基づき、制裁動向等を注視しつつ、石油・ガスの共同開発等、両国間の協力を進めていく。また、アゼルバイジャンについては、平成 29 年 9 月、我が国企業が権益を保有する ACG 油田について、資源外交や人材育成事業の支援継続等が評価され、25 年間の権益延長に合意。引き続き、人材・技術開発等の分野での協力を継続していく。さらに、優良な原料炭の調達先としてモンゴル、鉱物資源ではカザフスタン等も期待できるため、エネルギー分野等における関係強化や必要なインフラの確保を推進。
- ・ 農業・食料関係については、ロシア極東地域における植物工場等の日本が有

する先進技術の導入に関する民間事業者の協力を促進。

・太平洋島嶼国

＜地域の重要性＞

- ・ 太平洋島嶼国については、水産資源、天然ガス、銅・りん鉱石等のエネルギー・鉱物資源の供給元として有望。
- ・ 太平洋島嶼国ではこれまで太平洋・島サミット等を通じて支援を行ってきており、平成 29 年9月の第四回日本・太平洋島嶼国首脳会合において総理から、平成 30 年5月に開催される第8回太平洋・島サミット(PALM8)に向け、気候変動、環境、防災といった諸課題への取組等について引き続き協力することを表明。
- ・ インフラは全体として十分に発達しているとはいえず、海路及び空路を中心としたインフラへのニーズが存在。

＜現在の取組状況＞

- ・ 自然災害への脆弱性や地球温暖化に伴う海面上昇への対応等島嶼国特有の課題に加え、再生可能エネルギーの普及、廃棄物処理や水資源管理等多くの島嶼国に共通する課題の解決に向け、島国日本(特に沖縄)の経験を活かした支援の強化。また、重要な交通インフラである空港・港湾等に関する支援を実施。

・中南米

＜地域の重要性＞

- ・ 中南米地域は、世界有数の資源・食料供給元であり、人口約6億人、域内総生産約 5.1 兆ドルを有し、インフラ市場として高いポテンシャルを有する地域。
- ・ 中国の景気減退等による一次産品価格の低下により、資源国の歳入は大幅に低下。これに伴う財政赤字の拡大、税収減等により、インフラ投資向け資金の国外からの調達需要が存在。
- ・ ブラジルやアルゼンチンが加盟するメルコスールは、域内外に多くの関税・非関税障壁を抱えるが、市場としての魅力が大きいため、我が国企業は現地進出・生産を志向。
- ・ コロンビア、チリ、ペルー及びメキシコが加盟する太平洋同盟は、多角的な自由貿易重視の立場。環太平洋経済圏の一翼として我が国との経済関係はますます緊密化する見込み。
- ・ 中南米及び米国からの資源の輸送ルートとして、パナマ運河のエネルギー安全保障上の戦略的重要性が拡大。

＜現在の取組状況＞

- ・ 我が国の資源エネルギーの安定供給、インフラシステム輸出、食料安全保障の観点も踏まえた各国への経済協力及び要人往来の促進。

- ・ 既に日本のシステムとして中南米各国において導入されている放送分野を足掛かりとした防災ICTをはじめとするICT分野等他分野への協力の展開。同地域の発展に伴う交通需要の増加へ対応。日本方式の地デジを採用した国々に対して、地デジを核として我が国のICT・サービス(防災ICT、光ファイバ等)の海外展開を強化。
- ・ 世界第9位の経済大国であるブラジルでは、平成 28 年8月に発足したテメル政権は外資によるインフラ整備を軸に景気回復を目指していることから、同年 10 月に日伯で署名したインフラ協力覚書も活用し、海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)が参画している都市鉄道整備・運営事業も含め、引き続き、人・物の運輸や医療等、経済発展を支える基礎となる分野でのインフラ輸出を促進。
- ・ 地熱資源が豊富であるコスタリカ及びボリビアに対して、我が国の優れた技術を活かして地熱発電推進。
- ・ パナマでは、日本の技術の活用や質の高いモノレールの導入の必要性で一致した都市交通事業を推進。また、ペルーを含めた中南米地域では、日本の技術を活かした都市鉄道整備の協力に対する強い期待があることを踏まえ、都市交通事業に関する協力を推進。
- ・ インフラ整備・更新需要のあるキューバでは、「質の高いインフラ投資」に対する理解促進と日本企業の進出支援の観点から開催した官民インフラ会議の議論を踏まえ、インフラ分野における協力関係を強化。

4. アフリカ地域

・アフリカ

<地域の重要性>

- ・ アフリカ地域は、国にもよるが、全般的には、豊富な天然資源・増加する人口を背景に近年めざましい経済成長を遂げており、インフラ市場としても高いポテンシャル。
- ・ 油価の低迷により資源国の歳入が大幅に低下。経済及び社会的安定性の維持のため、継続的な資源開発投資に対する大規模な資金需要が存在。
- ・ ただし、サハラ砂漠以南に位置するサブサハラと呼ばれる地域は、依然として貧困等様々な課題を抱える国も多く、食料の安定供給や基礎的社会インフラの確立が重要な課題。また、債務持続性にも留意する必要がある。
- ・ 医療・保健分野においては、西アフリカにおけるエボラ出血熱の流行から得られた教訓等にも鑑み、各国及び地域における強靱な保健システム構築が引き続き重要。

<現在の取組状況>

- ・ 欧州や中国・韓国の競合国と比べて、我が国の企業進出は大きく出遅れている状況にあることから、企業の関心喚起と進出機会の創出・支援を図りつつ、

- 一つでも多くの成功事例を創出することが重要。
- ・ 我が国のアフリカ外交の基軸であるアフリカ開発会議(TICAD)やアフリカ地域経済共同体(RECs)の取組支援及び要人往来の促進を通じた取組が重要。
 - ・ 本邦企業の進出状況も勘案し、資源の輸送ルートの確保に加え、内陸部と沿岸部とを連結させるネットワークの確保を図るための物流の骨格となる国際回廊(ナカラ回廊、東アフリカ北部回廊、西アフリカ「成長の環」等)開発による連結性強化への支援と合わせて港湾(ナカラ港、モンバサ港、アビジャン港等)等のインフラと関連産業の一体的な立地を促進。
 - ・ 優良種苗や農業機械導入等による農産物生産の拡大と生産コストの低下を進めるとともにフードバリューチェーンの構築を支援。
 - ・ 人口や経済規模等から有望な市場となるエジプト、南アフリカ、ケニア、ナイジェリアでは、運輸(都市交通、空港等)、エネルギー、防災等にかかるODA等によるインフラ輸出の促進も図りつつ、中東・アフリカ進出の連携パートナーとしての関係を構築。その他の地域においても、交通需要の高まりに応じた道路、港湾等の整備事業を推進。具体的には、トアマシナ港拡張計画(マダガスカル)及びナミベ港改修計画(アンゴラ)等について関係省庁や企業と連携して取組を進める。
 - ・ 地熱発電(ケニア、エチオピア等)、太陽光発電・蓄電設備(エジプト)等、本邦技術の活用可能性のある分野への支援。特に、地熱資源が豊富なケニア等に対して、我が国企業の参入を戦略的に促進。
 - ・ セキュリティ対策に関心を有するケニア、ルワンダ等に対して、顔認証等の生体認証技術を活用したセキュリティ関連システムをはじめとするICT等の技術の導入を支援。
 - ・ 日本方式の地デジを採用し、平成25年7月に放送開始されたボツワナに対し技術協力等を活用し地デジへの円滑な移行を支援することで地デジインフラの整備を促進。また、同国を足掛かりに、周辺諸国においてもデジタル・ディバイド解消等のICT分野における協力関係を構築。
 - ・ 「質の高いインフラ」に対する理解促進と我が国企業の進出支援の観点から、平成31年に横浜にて開催予定のTICAD7を見据え、アフリカ・インフラ協議会(JAIDA)を最大限活用し、トップセールスとも絡めた官民インフラ会議を順次開催するとともに、定期的な対話を立ち上げ、現地におけるネットワーク形成や案件形成支援を更に強化。
 - ・ 10年後の高度なインフラ需要を睨んだ案件発掘を念頭に官民連携でアフリカ10か所において戦略的マスタープランを策定。
 - ・ 資源関係についても、モザンビーク等東部・南部アフリカ諸国は石油・天然ガス・石炭・鉱物資源のポテンシャルも高く、モザンビークLNGプロジェクト等の具体的な開発案件における、採掘や資源の輸送・利用に必要なインフラ整備・プラント輸出等を図るとともに、資源関係の人材育成協力を通じたエネルギー

- 一・資源分野での関係強化を実施。また、TICAD等の機会を活用し、一層の関係強化を図ることが重要。
- ・ 医療・保健分野については、TICADVIで合意した通り、公衆衛生危機対応及び危機への予防・備えと対応に資するユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)達成が重要との認識の下、二国間及び多国間支援を通じ、強じんな保健システム構築を支援。
- ・ アフリカでは急激な都市化に伴う廃棄物問題が深刻化しており、アフリカ各国と廃棄物分野の知見共有、支援促進を目的として立ち上げた「アフリカのきれいな街プラットフォーム」の枠組みのもと、廃棄物管理を担える人材育成等を進める。
- ・ TICADVIで安倍総理が設立を表明した「日アフリカ官民経済フォーラム」の場を活用し、日本企業のアフリカビジネス拡大に向けた定期的な議論を推進。第1回会合を平成30年5月南アフリカにて開催し、民間資金によるインフラ整備に資する取組として、アフリカの知見の充実、ビジネスリスク低減による日本企業のアフリカビジネス案件組成を促すMIGA・NEXI間の再保険に関する協力覚書締結及び国際開発金融機関や輸出信用機関等との連携による民間資金活用促進にかかる取組を発表。

5. 先進国

<地域の重要性>

- ・ 成熟した先進国においても、高度な技術を有する我が国インフラシステムへのニーズは高い。
- ・ 米国はシェール革命により、石油・天然ガス等のエネルギー鉱物資源の輸出国に転換する一方、継続的な資源開発に必要な投資が世界的に大幅に低下しており、資源開発投資を促進することが重要。また、平成29年1月に誕生したトランプ新政権が資源開発に積極的な姿勢を見せており、我が国の新たな供給源となりうる地域として、官民挙げての協力が必要。
- ・ 同政権におけるインフラ整備の政策的位置づけは高く、民間のイニシアチブを活用した超電導リニア・新幹線プロジェクトの戦略的重要性を引き続き訴えていくことが必要。
- ・ 我が国の技術・ノウハウを生かし、先進国市場を重視することで、グローバル市場での評価と名声を勝ち取る。
- ・ EUは、世界有数のLNG輸入地域であり、我が国とEUとで世界のLNG輸入量の4割強を占める。欧州では流動性の高い天然ガス市場、需給に応じた価格指標、パイプライン等のインフラが発達しており、柔軟かつ透明性の高いLNG市場の実現に向け、同地域との協力が重要。
- ・ 豪州は、我が国にとって最大のエネルギー供給国の一つであり、エネルギー安定供給上、重要な地域である。LNGについては、既に我が国の輸入の3割

をしめる相手国であり、我が国企業が主導するイクシスLNGプロジェクトが平成 30 年度に生産開始予定である等、今後も継続的な取引が見込まれる。また、鉄鉱石、鉛、亜鉛及びレアアース等の鉱物資源も豊富であるとともに、人口増加や都市化の進展に伴う交通や水分野等でのインフラ需要に期待。

<現在の取組状況>

- ・ 平成 26 年に、我が国企業が関わる全ての米国LNGプロジェクトについて、FERC(米国連邦エネルギー規制委員会)の輸出承認を取得したことを受け、平成 29 年1月、米国(アラスカを除く)から初めて、LNG(シェールガス由来)が日本に輸入。なお、長期契約に基づいた最初のLNG輸入は平成 30 年春にも開始される見通し。今後も供給源の多角化を実現すべく取組を継続。
- ・ 発電(原発、再生可能エネルギー等)、超電導リニア(北東回廊)、高速鉄道、都市鉄道、医療分野等の我が国が強みを発揮できる分野でのインフラ輸出の促進。そのため、あらゆる機会をとらえた首脳・閣僚レベルを始めとする働きかけを実施。
- ・ 米国では、平成 29 年 10 月に米国運輸省と交通インフラ分野での協力覚書に署名。これに基づく取組の一環として、平成 30 年1月に、日米インフラフォーラムを開催し、インフラメンテナンスやPPP分野での両国の経験や技術を共有したほか、国土交通大臣と米国運輸長官との間で交通インフラ分野における日米協力を更に進めていくことが確認された。
- ・ 具体的なプロジェクトとしては、北東回廊の超電導リニア構想について米国政府が連邦補助金の交付を決定したことを受け、日米両国が連携して調査を実施。テキサス高速鉄道については、JR東海が現地子会社を設立し、技術支援を実施するとともにJOINが事業に参画をしている。カリフォルニア高速鉄道についても、日本連合が車両・信号システムの受注を目指し活動中。平成 29 年2月の日米首脳会談において、総理が超電導リニア技術と新幹線技術について言及したほか、平成 30 年1月にはハガティ駐日米国大使がマグレブに乗車したところであり、引き続き米国側への働きかけを強化。
- ・ エネルギー分野においては、日米経済対話の枠組みの下、民生用原子力、CCUSを含む高効率低排出石炭技術、天然ガス、エネルギーインフラ等における協力を推進。
- ・ 英国については、同国における「ノーザンパワーハウス」構想の最重要施策である HS2高速鉄道計画について、取組を強力に推進。同国では平成 28 年7月に発足したメイ政権下でも同計画等の主要プロジェクトを継続している。
- ・ 我が国の燃料調達先の多角化、燃料調達価格の引下げ及びインフラの受注拡大に向けて、トップセールスやファイナンス等の取組を実施。
- ・ 医療・保健分野においては、生活習慣病の克服に向けて、国立がん研究所(NCI)やマサチューセッツ総合病院と国立がん研究センターとの間で協力関係を構築。更に、日本の医療技術(陽子線治療装置等)の米国最先端医療機

関への導入を含め、両国間の医療分野における協力を促進。

- ・ 中・東欧における廃棄物、水処理案件の受注に向けた支援の実施。
- ・ 東欧円借款対象国においては、ODAの活用を通じて、日本技術への期待も高い環境・省エネ分野、都市生活分野等でのインフラ整備を実施。
- ・ EUとの間では、平成 29 年7月、LNG協力に関する覚書に署名。柔軟かつ透明性の高いLNG市場形成に向けた連携を強化。
- ・ 豪州においては、洗練されたPPP市場において有力な豪州企業とコンソーシアムを組むことが市場参画には不可欠であり、これら企業と日本企業のネットワークを促進するため、日本大使館で平成 28 年7月、平成 29 年2月に「日豪インフラ関連企業ネットワーク会合」を開催。資源権益の確保や我が国が強みを発揮できる分野(LNGプラントや準天頂衛星等G空間(地理空間・位置)情報技術を活用したICTシステム等)でのインフラ輸出の促進。また、今後のインフラ整備に関する 15 年計画が公表されたことを踏まえ、交通分野について、日豪交通次官級会合を開催し、都市鉄道・高速鉄道に関する資金調達手法、公共交通の利用促進策等について情報共有を図る。農業・食料関係については、豪州政府の協力要請を受け、日本との季節が正反対である豪州において日本の先端技術を活用して農水産物等を生産・加工し、日本産食材の輸出と組み合わせてASEAN市場等への通年供給を目指す。
- ・ エネルギー分野においては、相手国のエネルギー政策に応じてLNG、水素等の協力を推進。我が国企業が関与するLNGプロジェクトが多数存在。平成 29 年 10 月、我が国企業が上流事業にも参画するウィートストーンLNGの生産が始まり、11 月には我が国への輸入が開始された。平成 30 年度には、我が国企業がオペレーターとして主導・操業する初の大型LNGプロジェクトであるイクシスLNGの生産が開始する予定であり、今後とも継続的な支援を実施。